

第五十五回 参議院農林水産委員会會議録第二十七号

昭和四十二年七月二十日(木曜日)

午後二時五十分開会

委員の異動

七月十九日

辞任

田村 賢作君

和田 鶴一君

七月二十日

辞任

柴田 栄君
廣瀬 久忠君

補欠選任

田村 賢作君
和田 鶴一君

補欠選任

柴田 栄君
廣瀬 久忠君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

野知 浩之君

委員

任田 新治君
山崎 齊君
川村 清一君
中村 波男君

青田源太郎君
岡村文四郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
堀本 宜美君
森部 隆輔君
八木 一郎君
和田 鶴一君
達田 龍彦君
鶴園 哲夫君

国務大臣

大藏大臣
農林大臣

村田 秀三君
矢山 有作君
渡辺 勲吉君
北條 鶴八君

政府委員

農林政務次官
農林大臣官房長
農林省農林経済局長
農林省畜産局長
農林省園芸局長

久保 勘一君
檜垣徳太郎君
大和田啓氣君
岡田 覚夫君
八塚 陽介君

事務局側

常任委員会専門員
畜産振興事業団理事長

宮出 秀雄君
須賀 賢二君

参考人

本日會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○果樹保険臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、おはかりいたします。本案審査のため、畜産振興事業団理事長須賀賢二君を、本日、参考人として出席を求めるといたしましたこと存

じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、これより質疑を行います。本案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○矢山有作君 まず農林大臣にお伺いいたしますが、酪農に対する今後の政府の基本的な態度といえますか、そういったことについて所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、最近の国民食料の需給の動向を見ておきますと、だんだん変化がありまして、酪農産品、くだもの、野菜等とその需要は逐年増加いたしております。かたがた、国民の体位向上といったような意味においても、われわれは酪農の事業はさらに一段と努力をしていかなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

○矢山有作君 いや、酪農の情勢をお聞きしたのではないので、現在のそういう酪農の情勢にありまして、今後酪農に対する政府の基本的な姿勢としてはどういふ姿勢をもってやるのか、こういうことをお伺いしたわけです。もっと端的に言えれば、要するに将来自給体制の確立を目ざしてやるのかやらのか、こういう意味です。

○国務大臣(倉石忠雄君) 自給体制をできるだけ整備いたして需給に見合うようにやっていかなければならない、こう思っております。

○矢山有作君 ところで、自給体制を確立していくという基本的な姿勢はあるわけですが、私は、最近の酪農の動向から見て、はたして政府が考えておられるように、たとえば近代化計画に定められておるあつた目標が達成できるかどうかということに対して、多分の疑問を持っているわけですが、しかし、そのことはまた後ほどこまかく伺う

ことにいたしましたし、要するに、最近の酪農が停滞きみであるということはおおい隠すことのできぬ事実であると思ひますが、その酪農が停滞しておる原因は何にあるのか、このことを承りたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、最近、その伸び率が二、三%程度に低下いたしてまいりまして、それらの要因をいたしまして考えられますことは、零細農家が酪農から脱落をいたしてまいっておりますこととありまして、一方において、御承知のように、肉の価格が暴騰をいたしましたに伴って、肉牛、特に若年齢の牛をそのほうに回すというような傾向も出てまいり、それらの要因がいろいろ重なりまして、同時にまた、飼料の問題等もありまして、生産率が低下をいたしてまいっておりますのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○矢山有作君 現象としてあらわれた問題としては、先ほどおっしゃったように、零細な酪農民がだんだん脱落していった、あるいはまた、農家の労働力の流出の問題とか、あるいは、牛肉が高くなったから肉用に屠殺されていったとか、いろいろな理由があると思ひます。しかし、要するに現在の生産条件の中で酪農が今日ほど停滞しておるその基本的な要因というのは何かということを考えてみましたときに、私は、根本に横たわっているものは、酪農というものの収益性がきわめて低いというところか、やはり根本に横たわっている原因ではないか、こういうふうな思っているわけですが、どうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 生産者の話を聞いてみますと、やはり生産に要するいろいろな要素、すなわちコストが高くなつてきている。それにつれて、乳価、乳製品の関係がそれほど上がつておらない。要するに、収益性の問題も一つの大きな

き原因である、こういうことはいわむことができないのではないかと思っております。

○矢山有作君 まあ収益性も一つの要因であるというよりも、いまの酪農の背景にあるといえますか、基底にある生産条件の中では、収益性が低いというところが端的に言つて酪農の停滞を来たした基本的な原因だと言わざるを得ないと思つていますが、そういうふうには収益性が低い原因といえますか、なぜこれほど酪農の収益性が低いのか、いろいろの生産条件があると思うのですが、その中から割り出されてくると思つていますが、それについて専門的な分析を、これは畜産局長でなければできませんから、畜産局長のほうからお伺いします。

○政府委員(岡田覚夫君) 収益性が低いという問題でございますが、これは、非常に零細な規模で酪農が行なわれていることが多いことが一つの原因であるかと思つてます。また、一つは、自給飼料に依存する分がなおかなり低い、輸入飼料に依存する分がかなり多いというふうなことも一つの原因であろうかというふうに考える次第でございます。

○矢山有作君 私は、現在の生産条件を前提にして考える場合に収益性が低い、その収益性が低い原因は何か、こういうふうな聞き方をしたわけですから、いま局長がおっしゃった自給飼料の確保が十分でないとか、あるいは、零細の規模の経営であるとかというところは、現在の日本の酪農の背景をなしてある条件ですから、そういう条件を前提としていまの酪農の収益性が低いということはないか、こういうことなんでしょうから、私は生産条件の問題を伺つておるわけじゃないんです。生産条件を前提にして酪農が収益性が低い、それはなぜかといつたら、結局、端的に言うならば、生産費を十分に償うだけの乳価というものが保証されていないというところにあると思うわけです。私はそういうふうな理解するのですが、その点はどうですか。

○政府委員(岡田覚夫君) お話のように、生産費につきましても、加工原料乳につきましてもは特に交易条件が不利である、こういうふうな前提のもとに不足払いができたわけでございます。そして、これによりまして生産費を保証するというふうなたてまえになつておるわけでございますが、市乳につきましても、これは自由に取引当事者の間において価格が形成されるということになっておりますけれども、必ずしも生産費を十分に保証するものでないような事態もあつたわけでございます。

○矢山有作君 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法をつくつた手前から、加工原料乳については生産費が保証できておるけれども、飲用乳については必ずしもそうでないという答弁になるということもおおよそ予想できるような答弁になると思いますが、そうなる、加工原料乳の保証価格のきめ方、これが、言つて言わぬにかかわらず、飲用向けの市乳の価格に対して何らかの影響を及ぼすというところは、これは当然だと思つてます。したがつて、私は、自分のほうから、収益性の低い根拠の原因は生産費を償うだけの乳価が保証されていないというところにあるんだということを申し上げたわけですから、これをめぐつて一、二御質問いたしたいのですが、まあ加工原料乳については、暫定措置法で一応生産費を償うだけの保証ができておる、こういう意味の御発言であろうかと思つてます。

そこで、お伺いしたいのは、御存じのように、本法の第十一条の中に、加工原料乳の生産者の販売価格つまり保証価格のきめ方というものが出ております。それは、私が言わなくても、要するに「生乳の生産条件及び需給事情その他の経済的事実を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として……定める」と、こうなつておるわけですから、この場合の再生産の確保、これを具体的にどういうふうな理解をしておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡田覚夫君) 再生産の確保でございますが、これは生産が継続されておることを拡大していくということであるというふうな考えをしております。

○矢山有作君 保証価格は、要するに、生産が継続されて拡大されていく、縮めて言えば、拡大再生産を実現する、そういう立場から定められるんだと、こういうことだと思つて、いまの答弁は、そういうと、拡大再生産を実現していくために、現在のような資本主義経済のもとで保証価格の決定にあつて、一体、どういふことが必要なのか、あるか。私は、拡大再生産を確保するために、保証価格というものが、剰余価値といふものが、あるいは利潤といふものが、そういうものが十分見込まれておるべきであらうなわけであらうなわけであらうなわけですが、そういう点から、保証価格というものは、たしてそういう立場で定められておるかどうか、このことを伺つておきたいと思つてます。

○政府委員(岡田覚夫君) 要するに、生産費を確保したしまして、それによつて拡大再生産が可能になるというふうな考えをしておるわけでございます。

○矢山有作君 これは、畜産局長、生産費が保証されただけで拡大再生産ができるというのは、経済理論にも書いてないですよ。拡大再生産をやるためには、利潤部分というものがどうして見込まれていなければ、これは拡大再生産はできません。もう生産費が完全に補償される形で保証価格というものが定められておるとするならば、この場合は単純再生産はできません。しかし、私は、単純再生産も厳密に言へば必ずしもかといふと思つておる。そういう場合は、むしろ、縮小再生産の傾向が出てくる。私は、生産費を補償する保証価格というものは、拡大再生産にならぬ、これは経済のイロハだと思つておる。この点、大臣、どうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 生産費を償わないような仕事では、翌日への生産意欲はなくなるはずでありますから、これを償つてなおかつ拡大再生産に向かひ得るためには、おっしゃる通りに、企業としての利潤の分が見込まれなければ拡大再生産はできないと思つておるが、そういう意味で、ただいまの保証価格については、御存じのように、かなりそういう点をおもんばかつて取り扱つておると私もは考へております。

○矢山有作君 局長、大臣の答弁でよろしいです。

○政府委員(岡田覚夫君) 現在のたてまえといつたしましては、再生産を……

○矢山有作君 拡大再生産だけをあげて聞いておるわけですか。拡大再生産ではどういふ……

○政府委員(岡田覚夫君) というところで、生産費を補償するといふたてまえになつておるわけでございます。ただ、生産費の補償でございますけれども、酪農につきましても、生産につきましても、特殊な労働につきましても他産業労働に評価がえをいたしまして、妥当な価格をきめるということにいたしておるわけでございます。

○矢山有作君 意地が悪いようですが、保証価格の問題はこれから第二段でお聞きしますから、私が局長にお聞きしたのは、拡大再生産ということを指向する以上は、保証価格は当然利潤部分を含まなければならぬ、この大臣の御答弁にはそのまます首肯されますか、こういうことですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 現在の保証価格におきましては、一定の利潤を認めるという立場をとつていないわけでございます。生産費そのものを補償するという考え方をとつておるわけでございます。

○矢山有作君 そうすると、現在の保証価格のほうへ話を持っていかれるのですが、現在の保証価格は、生産費を補償するといふ立場でつくつておられるというところをきめておられる。そのことは、先ほどの大臣の答弁から照らし合わせたら、

結局、現在の保証価格は拡大再生産を指向する価格にはなっておられぬという事はあなた認めなければいけないわけですが、これは認めますか。
○政府委員(岡田覚夫君) 現実に生乳の生産がふえております。そういうふうなことから、生産の拡大が可能であるというふうなことを考へておるわけでございます。

○矢山有作君 それは、畜産局長、畜産政策を担当する責任者としては、きわめて現状認識ができていない。現在、生産費を償うだけで拡大再生産ができるという事は、これはその生産に従事しておる人間が何かを犠牲にしておることです。生産費しか償われない中で拡大再生産ができるという事は、これは絶対言えないです。事実の問題でなしに、そういう一つの論理的な立場から正直にものを言っていたらいい。拡大再生産はできないです、生産費を償うだけでは。ところが、あなたは、そういうふうな私が言うと、現実には多少最近になって乳がふえかけたから、あるいは二歳以下の牛も多少ふえかけたから、飼養頭数も多少ふえかけたから、拡大再生産ができると、こうおっしゃる。いまの農民はそうじゃないんですよ。経営実態は、自分の身を削って、そして何とかしていまの経営の苦しさから抜け出すためにあるから、多少ふえておるといふことは言えるかもしれないが、それと同時に、現在の酪農家というのは、私は実態を一番調べていたからお聞かせ願いたいんですが、相当のばく大な借金をかかえながら経営をやっておるんです。借金から抜け出すためにはもう酪農をやめてしまつてやつたらいいじゃないかという議論もあるかもしれない。しかし、おそろく、いま、酪農をほり投げしてしまつたら借金だけ残るといふ形の経営がかなり多いんです、実態として。それだから、先ほど言いましたように、その借金苦から抜け出すためには、農林省も多頭化多頭化といつて太鼓をたたくもので、ほんとうかいなと思つて信じて、中には多頭化につとめる人もあるかもしれない。し

かし、農林省のそういう単純な話にはごまかされぬ人もあるかもしれない。いづれにしても、とにかく、何とか頭数をふやしたらよくなるんじゃないかと、何とか頭数をふやしていると思う。だから、タコの足を食つていふようなものです。だから、現実の問題としてふえているから、拡大再生産ができておるといふようなことは、これは暴論だと思つておるんですが、どうですか。これは、私は、あなたと私とやり合つてあなたをへこませようとかなんとかいうんじゃないんで、畜産政策を正しく進めていくためには、やはり現実の認識を正しくやらなければならぬし、理論的に明確なものは理論的に明確に理解をして、その上に立つて政策を展開されぬと、とにかく質問者がこう言うから、それに対して賛同するようになつたら自分自身がシャッポを脱いだことになると、何とかして反論しようとする、こういう形の答弁では、私は前向きな畜産政策といふものは出てこないと思つておるがね。その点はどうですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 現在の法律のたてまえが、お話しのように、再生産を確保するというところで生産費を補償するという形になっております。お話しのように、ほとんど拡大再生産を続けていくということになれば、おそろく生産費だけでは必ずしも十分でない面もあるかといふふうなことを考へるわけでございます。いかにして合理化をして再生産に持つていくかといふことになるのではないかと考へておるんですが、

○矢山有作君 そういうふうな最初からちゃんと御答弁願いたいんです。現在のように生産費を補償するといふ立場からつくれた保証価格は、あなたがいまお認めになつたように、拡大再生産ということにはならぬ。したがつて、政府があくまで将来の政策の基本として考へる以上は、特に近代化計画に示されたようなあの達成を考へる以上は、やはり再生産が確保されるようなそういう法律の趣旨に正しく沿う保証価格を決定する必要があると、こういうことに私は筋として落ちて

くと思つておる。あなたがいくら強弁なさつても、自分自身でおつしやつたように、現在の保証価格は生産費を補償するといふことでつくり出されておるのだから、したがつて、利潤部分はないので、すから、一切拡大再生産にはならぬ、このことはやはりはっきり認識をされて今後の政策展開をやらねばならぬ、こういう意味のようなお話だつたと思つておるんですが、拡大再生産をやるんだということが大前提になつてものを考へていくのであれば、現在の生産条件といふものを無視して保証価格をきめることはできないと思つておるんです。現在の生産条件といふものを踏まえて、そして拡大再生産ができるように保証価格をきめていく。そして、その保証価格がもし高いとかなんだかという議論が出てくるならば、生産の合理化されるようなものもろの施策を積極的にやつていって、そして生産費が低下をしていく。その現実の上に立つて保証価格が下がるといふなら、これは話は別です。

しかしながら、それでなくて、保証価格は生産費を償う価格しか出さないでおいて、そして生産条件が合理化されぬからいかなのだといふ議論は、私はさかさまだと思つておるんです。このことは、私が言うだけではなしに、一昨日、大蔵大臣も、こういうことを言われましたね。現在の農業の状況の中で農業の改善をどんどんやつていく、農業改善ができるまではやはり価格政策を積極的に展開しなければならぬ、こういう意味のことをおつしやつておつたんです。あなたそういうふうにお考へになりませんか。

○政府委員(岡田覚夫君) 価格政策といふものも、生産をふやすという意味におきましてはきわめて重要なものであるといふふうな考へておるんですが、

○矢山有作君 それでは、来年度の保証価格等の価格決定にあつては、いまの御答弁を十分腹に

秘められて決定していただきたいと思つておる。特に政府の方針で畜産審議会からは国会議員は締め出された今日の状況においては、審議の場ではわかれがこういう議論を展開することはできないわけですから、農林大臣も言われるように国権の最高機関である国会の場でこのことを論議し、あなたも十分それを認められたわけですから、したがつて、来年からは保証価格の決定は、いまおつしやつたことを踏まえて真に拡大再生産が保証されるような保証価格の決定をやつていただきたいと思つておる。

次に移りますが、近代化計画によりまして、四十六年度に、生乳の生産量が七百九万トン、飼養頭数にして二百九万六千頭ですか、これを達成するといふ計画が立てられておるようです。私はこの計画を達成していくためには、生産から価格対策その他もろもろの施策がかなり積極的に展開されていかんと、これは前からの目標ですから、現状に比べてなかなかむずかしいんじゃないかと思つておるんですが、これを達成するための具体的な方針といふんですが、それがあつたらお伺いしたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 酪農近代化計画の目標は、昭和四十年に立てられたわけでございますが、それ以来、近代化計画の目標達成のために努力いたしております。残念ながら最近生乳の生産が停滞をいたしました。残念ながら最近生乳の生産を要するものだといふふうな考へておるわけでございますが、多頭飼育の近代的な酪農家をできるだけ多数育成するといふ方向で各種の施策を総合的に実施することによつてこの計画目標を達成をいたしたいといふふうな考へておるわけでございます。このための施策といつしては、何と申しましても、まず第一に飼料基盤の整備でございます。草刈改良事業、自給飼料の増産、総合的施策を積極的に推進していくといふこと、酪農経営の安定をはかるための家畜導入事業であるとか、加工原料乳不足払い等の施策を積極的に推進してまいらうといふふうな考へておる。

○矢山有作君 いまのお話は、委員会のたびごと
に聞かされる話なんで、だいがわれわれも耳にた
こができますが、その話を聞かされて三年たつて
も、二年たつても、一年たつても、さっぱりはか
ばかしい効果が出てこぬ、これもまただれも否定
することできない現実だろうと思つたのです。
そこで、私は、口先でそういうことを言うだけ
でなく、近代化計画達成のためにもそれはそれぞ
れの年度で具体的な方針というものが確立され
て、それをやっていくためにどういう裏づけ、特
に資金面なんかの裏づけ等が具体的に考えられて
いるのか、それを聞きたいと思つたのです。それが
なしに、ただ目標だけ示して、そしてそれを達成
するために飼料基盤の整備をやるのです、導入
事業をやるのです、不足払い制度をやるのですと
言っているだけでは、私はできぬと思つた。計画を
立てた以上は、その計画を達成するために、一つ
一つ初年度から積み上げていかねばならぬ問題が
あるわけですから、それを積み上げていく。その
仕事をやるには金がかかる。したがって、それらの
具体的な計画というものを立てておるのかおらな
いのか、これを伺いたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 草地改良事業につきま
しては、御承知のように、土地改良の長期目標を
立てまして、この目標に従いまして毎年度事業を
実施をいたしておるわけでございますが、自給資
料の増産につきましても、これに即しまして毎年
度の予算要求をいたしまして実施をいたしておる
わけでございます。家畜導入その他の問題につき
ましても、おおむねこの線に沿って努力をいたし
ておるわけでございます。

○政府委員(岡田覚夫君) 草地改良事業につきま
しては、御承知のように、土地改良の長期目標を
立てまして、この目標に従いまして毎年度事業を
実施をいたしておるわけでございますが、自給資
料の増産につきましても、これに即しまして毎年
度の予算要求をいたしまして実施をいたしておる
わけでございます。家畜導入その他の問題につき
ましても、おおむねこの線に沿って努力をいたし
ておるわけでございます。

○矢山有作君 矢山有作君、資金計画は……。
○政府委員(岡田覚夫君) 資金計画につきまして
は、具体的な資金計画は立てておりません。
○矢山有作君 これは大臣に伺いたいのですが、
近代化計画を立てて、四十六年度を目標に、飼養
頭数においても生産乳量においても倍近い倍近
いものをやっていくというんです。ところが、今年
の酪農がどういふようなテンポであるかというこ
とは、これはもう大臣もよく御承知でしょう。停
滞しておるんです。この調子で四十六年といいま
すと、あと四年ですよ。これであの目標が達成で
きますか。具体的な年度の計画を立て、それが
達成されるような資金的な裏づけをやり、そして
積極的に推進しようという姿勢は、いま畜産局長の
考え方は出てこぬわけですね。できるとお考えに
なりますか。ただし、一体どうなんでしょうか。
○國務大臣(倉石忠雄君) 私は、畜産局の近代化
の計画につきましても、実は内部でいろいろ議論し
合ったわけでありまして、この目標どおり年次
を追うて到達いたしますにはなかなか困難が伴う
というのを私も決して否定してはおりません。しか
し、この目標にぜひ到達をいたし
たい、こういうことで、いまお話し申し上げまし
た草地改良その他のことに全力をあげようという
ことでありますが、率直に申し上げまして、年次

計画でこのようにやってみるというその計画目
標に到達するためには非常な困難を伴うことを覚
悟しなければなりません。私も、私どももいたしまし
ては、来年の予算編成もありません、ひとつさら
にこの点については検討をいたしまして、最終目
標に到達のできるための年次の計画を資金的にも
急いで立案をいたして、その目標に進むように全
力をあげたいと、こう思つております。

○矢山有作君 私は、大臣のお答えは、計画達
成のための熱意のあるお話だと思つたのですがね。
近代化計画が最終的にきまったのが四十一年の十
二月ですから、そうすると、大臣のおっしゃった
ようにほんとうに計画目標を達成するということ
になれば、これは真剣に取り組んでいかなければ
ならぬ。ところが、大臣がお約束になつても、これ
までの例を見ると、往々にして、言つたほうがうそ
をついたのか、それでやれと言われてやるほうの
事務当局が横着をしているのか、どつちか知りま
せんが、実現しないことがよくあるんです。これ
は実際にやるとなるとむずかしい仕事ではありま
すが、しかし、大臣がそこまで言明されたならば、
事務当局としては、困難があろうと、やらなければ
いかぬと思つたんですね、やらなければまた計画目
標が達成できないと思つたが、畜産局長、全力をあ
げておやりになりますか。ここまではつきり言つて
おいてもらいたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 少しさくばらんに入
り上げ過ぎるかもしれませんが、私、就任いたし
まして、いろいろ各局の計画等につき一応の検討を
いたしましたときに、最終目標の年のこの計画に、
はたしていまのテンポで追いつき得るかどうかと
いうことを畜産局の者にも尋ねた次第でございます
が、その自信がだれにも尋ねたわけではありませ
んけれども、とにかく私どもは、この目標に向かっ
て全力をあげなくちゃならない。政府もしつぱし
ておられますように、選択的拡大と言つておる一
つの重要な部分でありますから、そのことにつき
ましては畜産局もたいへん心配をいたし、努力を
しようといはしておるわけですから、及ば

ないところはわれわれの力の足りないところであ
りませうけれども、畜産局をあげてこの計画達
成のためにいろいろの要素をぜひ完成するように
最善の努力をいたしたい。これは畜産局長からあ
らためて申し上げませぬでも、私に局長が常々
言つておることありますから、その目標で最善
の努力をいたしたいという情熱を局をあげて持
ておりますことを御了解願つて、御援助をお願い
したいと思つた。

○矢山有作君 私は、大臣は率直に言われたと思
うのです。なるほど、計画目標の達成には自信が
ない、そのとおりだと思つた。われわれし
ろうとが見ておつても、現在の状態ではほんとうに達
成できるのかどうかというところは、きわめて疑問
を持つているわけですね。しかし、いまおっしゃ
つたように、自信がないとわかつておる目標だけ掲
げておつたのでは、政策遂行にならぬし、また、
それではある意味で言えば農民をだまかすこと
にもなるのですから、したがって、自身がな
らないで、計画を立てる以上は、自信の持てる計
画をぜひ立ててもらいたい。そうして、それだけ
はぜひとも遂行していただくという姿勢がないと、
そんなことを申しては失礼ですが、目標に達す
る事業をやっていくためには、金がかかります。そ
のようなことを考えて、はたして農林省が大蔵省
から実際の資金的な裏づけをとれるだけの力があ
るのかないのか、きわめて疑問なんです。私も、
率直に言いますと、計画の目標が立つたら、これ
だけはどうしてもやるんだというところでよほど強
い腰で交渉しなければならぬ、予算獲得のため
に。だから、私はこのことを言つておるんです。
まあ畜産局長をかばわれて大臣のほうから積極的
に答弁をされたんですから、私はそれを信用いた
します。来年の少なくとも畜産審議会等が行なわれ
るまでには、この問題は、きょう言われたことで
すから、われわれは覚えておりますから、必ず問題
になるんですから、そのときに、実は努力しまし
たができませんでしたというふうなことがないよ
うに、事務当局としては全力をあげてもらいたい

ないところはわれわれの力の足りないところであ
りませうけれども、畜産局をあげてこの計画達
成のためにいろいろの要素をぜひ完成するように
最善の努力をいたしたい。これは畜産局長からあ
らためて申し上げませぬでも、私に局長が常々
言つておることありますから、その目標で最善
の努力をいたしたいという情熱を局をあげて持
ておりますことを御了解願つて、御援助をお願い
したいと思つた。

うのです。拡大再生産に向かうような要素が、いまの保証価格の中に、はたして組み込まれておりますか。これは冗談じゃないですよ。そのとおりだとおっしゃると、私はそんなことじゃ納得できませんね、きょうは、その内容をここで明らかに全部積み上げて示してもらわねことには、そうできずかといって質問を進めるわけにいかなくなるわけです。

○政府委員(岡田覚夫君) 拡大再生産ということとは必ずしも適当でないと思いますが、生産の拡大というふうな考えるべきであるというふうな思いわけでございます。もちろん、保証価格につきましましては、生産を拡大するために投資をいたしますというふうな場合には、その地代、必要な利子さういったものが当然計算をされているわけでございますが、そういう意味においては保証価格において補償されるというふうなことを考へておるわけでございます。

○矢山有作君 いまの保証価格の中に入っておる地代やその他利子の問題は、あれは拡大再生産の要素にはならぬです。それはわかり切ったことでしょう。そうならぬでしよう。だから、私がこの質問を進めるためには、いまやっておる保証価格がイコール拡大再生産を指向する価格だとおっしゃるなら、この質問を進めません。そんなことをおっしゃらずに、いまの保証価格の問題は、ここで議論をしておると一日かかってしまいますから、いまの保証価格の問題イコール拡大再生産を指向しておるんだというふうなことをおっしゃらずに、それを取り消してしまふことをおっしゃっていただければ次に進んでいきます。いまの保証価格の問題を議論していただきます、これは必ずかしくなります。

○政府委員(岡田覚夫君) お話のとおり、現在の保証価格というものは、現在の状態において幾らかかったかという費用を明らかにしたものであります。したがって、この問題は、いまの保証価格が将来生産を拡大するのに十分であるということ

には直接には結びつかないというふうに思いますが。

○矢山有作君 それじゃ、いまの保証価格は将来の拡大再生産に結びつくものではないということを確認されました。そうして、将来、保証価格は拡大再生産を目ざすということだけは再確認されますね。もう利潤のことは申しません。拡大再生産を目ざすということをはっきり言われまますね。

○政府委員(岡田覚夫君) 生産の拡大ということにつきましては、単に価格政策だけの問題ではございません。生産政策、構造政策その他すべての施策の問題が含まれておるわけでありまして、保証価格はその生産費を保証するということになります。したがって、そういう全体の観点から生産の拡大ということを考へるべきだということに思われまます。

○矢山有作君 価格に限って……。

○政府委員(岡田覚夫君) したがって、いまの保証価格を拡大再生産というところで利潤を含んで考へるといふふうなことは、現在の段階では考へていないわけでございます。要するに、保証価格なり生産政策、構造政策、金融政策なりその他の政策を含めまして生産を拡大していくというふうな考へるべきではないかというふうに思われます。

○矢山有作君 くだいようですが、これははつきりしておきたい。だから、金融だとか生産の施策がどうとかというところでなくて、要するに、保証価格は将来の拡大再生産を目ざすのでしよう。大臣、そうなんです。

○政府委員(岡田覚夫君) そのとおりでございます。現在の保証価格は、イコール拡大再生産を指す価格そのものではない、しかし、将来価格の決定については、保証価格ですね、拡大再生産を目ざす、こういうふうな確認しておきます。もしそうでないとおっしゃるならば言っていただけばよろしいし、そのとおりであるならばもう次に移ります。

○政府委員(岡田覚夫君) 繰り返しになるわけでございますけれども、整理をして申し上げますと、一応、保証価格というものは、生産費を補償するといふ形ではございまして、生産費を補償する。これを通過して生産の拡大も行なわれたというふうなわれわれは考へておるわけでございます。拡大した生産の生産費を補償して再生産が可能になるように価格の面においても考へていきたいというふうな考へておるわけでございます。

○矢山有作君 それでは、拡大再生産を指向して保証価格をきめると、つづめて言えばそういう御答弁になったと思つたのです。いろいろな付属物は抜きにして、単刀直入に答えていただいたほうがよろしい。

次は、事業団の運営に関連して一、二お尋ねたいのですが、最近の事業団放出の乳製品の落札価格と国内の乳製品価格、これはどうなっておりますか、御説明がいただきたい。ことしに入ってから分ではよろしいです。

○政府委員(岡田覚夫君) ことしに入りましてからの事業団の売り渡し価格について申し上げますと、何回も売り渡しの回数がございまして、これについて一々申し上げます。

○矢山有作君 一か月に何回かやっていると申すので、それです。月を一つずつ取り上げてずつと申すので、四十二年度におきましては……。

○政府委員(岡田覚夫君) 四十二年度におきましては、加重平均額がトン当たり六十二万三千百円となっております。

○矢山有作君 それじゃ、簡単に済ますために、私のほうから言います。この価格を一々ずつと申すに代わって、おと時間もかかることですから、したがって、ことしの一月以降の、国内の乳製品に対する落札ごとの落札価格の比率ですね、それで申すので、そのほうが簡単にわかり

ますから。これは特に資料をそろえてもらうように言つたはずですから。

○政府委員(岡田覚夫君) バターにつきましては、三月に売り出したものが八八・二%、七九・四%、七五・八%、その次が五月の九一・四%、九〇・九%、六月の七八・二%、九一・四%というふうなことでございまして、

それから脱脂粉乳につきましては、二月が一〇・三%、一〇・五%、三月が九九%、八五%、八九・八%、それから、五月が七八・八%、八五・一%、七三・八%、八四・四%ということでございます。

○矢山有作君 これは事業団のほうに聞きたいのですが、事業団が乳製品を放出する場合、入札方法をどういうふうなやつておるのですか。

○参考人(須賀賢二君) 入札の方法につきましては、そのときの需給状況によって多少異なりますが、原則的には一般公開入札でやるの原則にいたしております。ただ、需給が非常に窮乏でございます。いまして一般公開入札ではわれわれが供給をしたいという実需者の手元の確に入りにくいというふうな判断されます場合には、業種を限定する等の方法によりまして多少やり方を変えております。原則は、法律にも定められておりますので、一般公開入札でやつております。

○矢山有作君 入札をやる場合、入札の予定価格というものはきめてやつておるのですか。

○参考人(須賀賢二君) 入札をやり出す場合は、私どものほうで、落札の最低価格、いわゆる予定価格を積算いたしまして、これは農林大臣の承認を要する事項になっておりますので、農林大臣に承認を申請いたしまして、その承認を受けました価格を予定価格として落札の最低価格としておるわけでございます。

○矢山有作君 その予定価格をきめるきめ方ですね、これはどういふふうな何を基準にしてきめておるのですか。

○参考人(須賀賢二君) これは不足払い法の施行規則に規定がございまして、安定指標価格の一〇

四%をまず基点といたしまして、それから入札で売ります場合は、通常一般の取引と、決済条件が現金払いである、あるいは引き渡し条件等が違いますので、そういうようなものを織り込みましてきめておるわけでございます。

○矢山有作君 私ちよつといまの答弁でよくわからぬので、入札のずつと御説明いただいた経緯が、国内の乳製品の価格と落札した価格との比率をずつと見てみますと、五月段階で急激に低くなつていような気がするので、落札価格が、これは、そのときの国内の市況の動向その他をやはり考えながら予定価格をきめておるのかどうか。

○参考人(須賀賢二君) 昨年来私どものほうでやっております入札におきましては、予定価格をきめます場合に、国内の市況の動きを織り込むというこはいたしてございませぬ。去年来、予定価格は、ことしの四月に安定指標価格が変わりましたことによる積算の若干の変化はございませぬが、それ以外、たてまえとして特に変更はございませぬ。先ほど畜産局長が御説明になつておりましたが、大体ことしは五月くらいまで、それ以降、特に脱脂粉乳につきましては、需給の事情が落ちついでまいりまして、最近二回はかなりありました入札では、非常に落ちついた価格になつておるわけでございます。これは需給事情が反映したに反してございませぬ。需給事情が落札価格に反映してはいるわけでございます。私どものほうで予定価格において特別な工作をいたすというようなことはございませぬ。

○矢山有作君 そうすると、予定価格というのはどういうふうな具体的にきめるのですか。予定価格というの、入札のたびごとにいろいろ違うでしょう。それは、輸入乳製品の値段にいろいろ諸掛かりの要素を加えたり、その他いろいろの要素を加味してやっているので、予定価格をきめるのに、そうすると、予定価格というの、入札のたびごとにその大きな変化はないというのですか。

○参考人(須賀賢二君) 私どもが一元輸入によりまして国内の乳製品の価格を安定さすという現在の方式は、安定指標価格を基礎にいたしました一定の基準に基づきまして安定させようというところでございませぬ。入札のたびごとに予定価格をきめるというふうな売却のしかたは現在いたしておらないわけでございます。

○参考人(須賀賢二君) これは入札のたびごとに農林大臣の承認をとっておりますが、先ほど来申し上げておられますように、特に積算の方法等について変わった考え方はとっておりませぬので、最近やっております入札の場合の予定価格はほとんど同じでございます。

○矢山有作君 それで、入札をやつた場合に札を開くときは、これは入札業者の前で、つまり公開でやっておりますか。

○参考人(須賀賢二君) 最近入札に参加する人の数が非常に多くなつたので、私どものほうでは、日をちやんときまして、公告によつて日をきめて、まず入札を所定の時間にとりまして、それから一日整理をいたしまして、その翌日発表をするという方法をとっておりますが、その整理は別に公開はいたしてございませぬ。

○矢山有作君 それはなぜ公開をしないのですか。やはり、入札をさして公正を期そうと思つた、それは公開したほうがいいのじゃないですか。公開をしないから、そこにいろいろ問題が起つてくるおそれが出てくると思つてございませぬ。

○参考人(須賀賢二君) 別に公開をしないという特別の理由はございませぬけれども、私どものほうで公告をいたしまして入札を受けましたものを、現在までのやり方としては、事務的に整理をして発表しておるという方法をとっております。

○矢山有作君 それがおかしいんです。公開をして差しつかえるようなことがあるのですか。私には、公開をして差しつかえる問題はないと考えておりますが、入札の公正を期する立場からいへば、整理をしたものはやつぱり公開すべきじゃないですか。なぜ公開しないか、それを言つて下さい。理由がないのなら公開すべきです。

○参考人(須賀賢二君) だれが幾らで入れたというのを公開することは、それそれ入札をされる方々の営業上の問題もありませんから、そういうものを公開することが適当であるかどうかという事は十分検討しなければならぬと思つております。御指摘の点は、今後の運営の課題として農林省ともよく協議をしてみたいと思つております。

○矢山有作君 予定価格は大臣に協議があつてきめられるということもあるし、畜産振興事業団は大臣の監督下にありますから、私は秘密に札を開かなければならぬという理由はないと思つております。理事長があなたのほうと相談すると言つていので、これは入札の公正を期して一片の疑惑も持たれないというためには、やはり公開入札にしたいと思います。これは方針として示していただきたいと思つております。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまのお話を聞いておりますと、逐一農林大臣に御相談になつておるようでありませぬが、ただいまのようなことについては、十分検討をいたしたいと思つております。

○矢山有作君 大臣に相談することになつておるのに、大臣は、相談をされておるようですが、どうですか。これは困りますね。こういうふうな問題でどういうふうな動いておるか大臣が御存じない。あなた監督者の責任の立場として、それはちよつと無責任です。しかし、あなたが事実御存じないとするならば、これは不都合だということとを言つておきます。しかし、知らなかつたものをどうこうするといつたつて、あなたは正直者

だから、たいていの人は知らつておるのですが、言うでしようが、知らなかつた。これはまあ事務的にやつておるとするならば、局長が一番御承知でしよう。局長のそういう考え方を承りまして、私は公開にすべきだと思つております。

○政府委員(岡田覚夫君) 公開すべきであるかどうかという問題であります。この問題については、もちろんこれは重要な問題ではありますけれども、事務的な問題でもございませぬので、畜産局長が指示をいたしておるわけでございます。営業の秘密等の問題もございまして、これは従来から公開という形にいたしておりませぬ。十分公正は保たれておるというふうな考へておるわけでございますが、御指摘の点につきましては、さらに検討をしてみたいと思つておるわけでございます。

○矢山有作君 私は、公正が保たれておるとお考へになつておることはいいと思つて。しかし、公正が保たれていないという疑いもたくさんあるし、私はそれを実例をあげてこでどうのこうのと言いたくないんです。言いたくないから、あえて実例についてはあげませんけれども、しかし、公正が保たれていないというこは、そういうおそれがあるというこだけは申し上げておきます。したがつて、これはやはり公開に踏み切つていただく、このことを申し上げておいて、この問題、さらにこれに続く問題は、あとに回します。

大蔵大臣がお見えになりましたから、大蔵大臣に関連する問題をお聞きしたいと思つて。ところが、すぐその問題にばんと飛び込んで、大蔵大臣にはおそれなく酪農問題についての御認識がないと思つて、あるならつて、一、二農林大臣のほうの御所見を承りながらあなたのほうにお伺いいたします。

それは、補給金の問題についてなんです。御存じのうちに、不足払い制度における生産者補給金の財源、これは、立法の精神なり、さらにこの暫定措置法が審議されたときの審議の経過、大臣の答弁等からして、あくまでも一般会計に求める、こ

れが中心になって、乳製品の輸入差益から求めるということは補完的なものである、このことは私は明確になっておると思いますが、そのとおりですね。これは農林大臣に……

○國務大臣(倉石忠雄君) 酪農政策の一環として講ぜられております不足払いの制度は、本来乳製品の輸入差益に大きく依存するということを中心から期待いたしておるものではございませんが、ことばをかえて申しますならば、不足払い制度の財源としては輸入差益はこれまでの使用方は補完的にこれを用いる、こういうたてまえにはなっておるわけでありませぬ。

○矢山有作君 そうすると、補給金の財源は主として一般会計から求めて、輸入差益に求めるのは、補完的なものである、このことは明らかになつたと思つておるのです。

そこで、お伺いしたいのは、四十一年度において補給金総額が三十八億五千万、このうち三十億が一般会計から支出されました。したがって、乳製品の輸入差益から出たのは八億五千万です。ところが、四十二年度の予算では、補給金総額が四十億を見込まれております。二十億は一般会計、それから残りの二十億は輸入乳製品の差益金から支出すると、こうなつておられます。つまり、輸入差益に依存する度合いがきつめて大きくなつたわけですね。そうすると、これは立法のときの大臣の言明とは大きく違つておると思つておる。補完的である乳製品の輸入差益が、いまや補給金の財源をおもにそこから求めようとするような傾向が出ておる。このことはお認めになりますか、大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 現実の需給関係が、先ほど来ここでお話のありましたように、かなり輸入差益が出てまいつたわけでありませぬ。したがつて、これをどのように使用するかといいことでありますが、ただいま申し上げましたように、現行法では不足払いのみ充当するということになつておるわけでありませぬが、輸入差益が非常に大きくなつてまいりましたので、これを生産のために活

用すべきではないかという考え方をもちつて今回の御審議を願つておられます法律改正をお願いしたわけでありませぬ。たてまえは、先ほど来私が申し上げましたのが本製法のたてまえでございます。

○矢山有作君 制度のたてまえが、補給金は差益金から求めることはあくまでも補完的であるということになつておるのなら、乳製品の輸入がふえて差益がふえたから輸入差益に依存する度合いをふやしたんだという言いわけにはならぬでせう。最初から基本がはつきりしない、あやふやで来ておるから、輸入乳製品がふえました、したがつて、差益金に依存度を高めましたと、これは言つておるとおりかもしれませぬが、しかし、あくまでも法律を審議する過程で大臣が言明したことは、一般会計から主として財源を求める、差益からは補完的なものとして求めるんだということになつておるわけですね。乳製品がふえて輸入差益が大きくなつたとか大きくなつたかというところは理由にならない。しかも、農林省の事務当局は、最初予算要求したときには、この法の精神なり大臣の約束をそのまま実行しようという考え方で、私の聞いておるところでは四十億まるまるを一般会計から支出するように予算要求をしたというのを聞いておられます。なぜそれを農林省は買

かなかつたのですか。制度の根幹をゆるがすようなことをやつてはいけません。その点、大臣、どうなんですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) たてまえは先ほど申し上げておる通りでありませぬけれども、こういう現在のような需給関係に立ちましても、差益が非常に累積してまいつた。そこで、こういうものはやはり生産増大のために活用すべきではないか、こういう考え方をもちつた経路はいま申し上げましたとおりでありますが、やはりたてまえは一般会計にまづべきものである、こういうたてまえは少しもくずしておられないわけでありませぬ。

○矢山有作君 たてまえがあるのに、それをくずすというはおかしいじゃないですか。たてまえはたてまえとして守られなければ、たてまえと

いうことばはなくなるんですよ。しかも、四十二年度においては、さらに差益が五十六億と見込まれておるでせう。この調子で行つたら、大蔵省は、来年度の輸入差益は今年度比べてまたきつめて大きくなつた、だから来年度の補給金財源はもっと大きく差益金から求めなさいということになりますよ。たてまえを守らなければいけませんよ。大臣が国会で言つたことは、冗談で言つておるのじゃないですよ。それを實現するという意欲に立つて言つておるんです。これはあなたとのやりとりになりませぬが、要求するときは全部一般会計から財源を求めるということをお求めしたのでせう。これは間違ひありません。

○國務大臣(倉石忠雄君) 矢山さん御存じのように、輸入差益を初め予想いたしました当時の状況から申せば、今日のように多額の差益が出るということは大體予想しておらなかつたようでありませぬ。ところが、今日の需給関係で差益が非常に多く出てきた。そこで、これをどのようにするかというところで、この差益はやはり助成勘定に入れて助成をしたほうがいいのではないかと、この中で、生産者もそういうことについては非常喜んでおりますので、こういう方向にやりたいということでありませぬが、たてまえは、先ほど来申し上げておりますように、一般会計で出すべきものである、こういうたてまえはちつとも変わつていないわけでありませぬ。

○矢山有作君 予算要求はどうしたのですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 予算要求につきましても、ただいま大臣が申し上げましたように、予算要求する段階においては、おおよそ五、六億程度の差益しか発生をしないであろうというふうな考えられておつたわけでございます。したがつて、予算の要求といたしましては、お話のような要求をいたしましたわけでございますが、その後需給関係から差益が非常に膨大になつた、こういうふうな実情にあるわけでございます。

○矢山有作君 輸入して差益がたかさん出たら、それを助成勘定に入れて酪農振興に使う、それを

団体も歓迎しているし、そういうふうにしたんだと、それは言いわけにならないですよ。私のほうに言わせれば、国内酪農を犠牲にして膨大な乳製品を輸入して国内で売つてもうけたんですから、それは全額酪農に支出する、酪農振興に支出する、これが筋なんですよ。だから、あなたのおっしゃるやうに、たくさん出たから、それをまあ助成勘定に回して酪農を振興するようにしたんだと、これは逃げ口上ですよ。あくまでも一般会計から財源を求めるべきだと言つておるんですよ。

大蔵大臣にお伺いしますが、この加工原料乳生産者補給金等暫定措置法というものの立法の精神なり、この審議の過程で、私が先ほど言つたやうに、大臣のほうから、補給金の財源は主として一般会計から求める、輸入差益から出すのは補完的なものであると言つたこの経過はよく御承知ですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 経過は十分承知して

○矢山有作君 御承知になつておるのに、農林省から一般会計から全額出してもらいたいという予算要求があつたときに、なぜそれを二十億に削つて、差益のほうに残り半分の二十億を求めるような予算編成をやつたんですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、不足払い制度というものは、酪農政策の一環として講ぜられておるものでございませぬ。したがつて、この補給金を出すということは、これは政策から来た政策費でございませぬので、こういう制度を政策的につくるというからは、一般会計からこの不足を出すということに踏み切つた制度でございませぬので、たてまえとしては、いま農林大臣が言われておるやうに、一般会計から出すということ

ますが、その後、見込みが違つて、輸入差益金というものは現在非常に多くなつてきておるところでございまして、さて、そうしたら、この輸入差益金をただ積んでおくのか、これをどう使うかというところが問題になつて、今度の法案の改正をお願いしているところでございます。

今度私もやりました特別会計で一つの例をあげますと、石炭特別会計というのがございまして、これは本来一般会計の財源になるべきものをこの石炭の特別会計の財源に特定してしまつて、石炭問題の再建、振興をはかるというところから、石炭問題の再建、振興をはかるという目的がある以上、目的を果たすために金が不足する限りは一般会計から出すということで、私も、今年度特定財源が不足するというものを全部、特別会計であつても一般会計で負担するという形に出しました。そのかわり、この財源は、将来成長財源でございまして、どんなふうな財源でございまして、いまま一般会計の世話になつた分は将来余裕財源として全部お返しします、こういう形です。特別会計でございまして、政策的に必要があるから一般会計で出すのだが、一般会計は国民の税金でございまして、できるだけ特別会計の負担を一般会計にしてお寄せしないように運営されるのがたてまえであると思つて、

そういう意味から石炭会計もできたわけですが、ただ、石炭会計とこれの違うところは、石炭会計の特定財源というものは成長財源であつて、だんだんに年を追つて成長していくというところでございまして、酪農においては、輸入差益金がたくさんあるようでは困ると思つて、国内の酪農対策の金もつと出されて、進んでいって、こういう輸入差益金がなくなるのがやはり政策的には理想というふうになつておられますので、この財源は今後毎年こういふふうになるのを期待すべきものではございまして、なくなつたら必要な財源は全部一般会計から出すというかわりに、これが余裕が出て相当の差益が出たというときに

は、それでは一般会計から負担する分とそれから他の助成金勘定に入れる分をどうしようか、そこらに勘案するのがこの会計のこれからの運営というところにならうと思つて、私も、立場はくずしません、しかし、特に予想しないという輸入差益が出たというときには、これをどういふふうな不足を埋め、さらに助成勘定へ入れ、一般会計の負担をどのくらいにするかということ、そのつど実情に応じて勘案されてもいいのじゃないかというふうな考えを持っております。

○矢山有作君 大蔵大臣、何をおっしゃつたのか、こつちが聞いておつてよくわからぬのですが、私が申し上げたように、この法律の審議の過程では、輸入差益が大きくなつたらそつちへ財源を求めましょうというふうな事になつていなくなつたんです。それは論議されたことなんです。将来差益が補給金の財源を求めることになるのじゃないか、そんなことになつたらたいへんだというところで論議し尽くされたことなんです。ふえたときにはどうする、なくなつたときにはどうするといつて議論をやつたんです。その中で、当時の赤城農林大臣のほうから、一般会計を中心に求めるんだ、差益は当てけません、もしあてにしても、補完的なものだけということになつたんです。だから、輸入差益がふえたからそちらのほうに求めてもいいんだ、たてまえはくずさぬけれども、こういうのは理屈にならぬんです。たてまえはくずれては、東したてまえはくずれては、くずれては、くずれては、五分五分になつたんで、乳製品の輸入差益がふえるような状態は好ましくないとおっしゃる。そのとおりです。乳製品の輸入差益がふえるという証拠なんですからね、その停滞するようになつたのは、政策上の欠陥でしよう。ですから、輸入差益がふえた半面、日本の酪農が停滞した。これは政策上の欠陥である。輸入差益を減らすようなことをやらなければいけません。そのためには、酪農振興対策を積極的にやり

ましよう、そうすれば輸入差益はそれに全額振り向けましよう、これが趣旨でしよう。これは単純明快な趣旨です。あなたのおっしゃるのには答弁にならないです。たてまえを守る守るといって、くずれているじゃないですか。今後どうするんです。

○國務大臣(水田三喜男君) いま言つたように、当時、輸入差益金はほとんど期待できない、もうわずかなものであろうという予測で出発して、したがつて、不足払いの資金は一般会計に依存するというのが本来のたてまえにして出発したのでございまして、現実には輸入差益が非常に多く出たという場合に、現実に輸入差益金が非常に多く出たという場合、積み立てるだけではなくして、有効にこれを使用するということは別途にいろいろなことを勘案してきめられてもいいのじゃないかというふうな、最初から幾ら幾らこれは一般会計が負担すべきものだといふふうな全部かたきまつたきまつり方ではなかつた。たてまえがそういうことからは発したもので、実情に応じて、輸入差益が一銭もなきには、これは多く分全部一般会計が見ればよろしいと思つて、また、そうでなくて、非常によく余剰金が出たというときには、これをどういふふうな運営をすることが妥当な運営ではないかというふうな私に考えるといふことを申し上げたのであります。

○矢山有作君 これは、いくら言つても、あなたと私と合つたことになつてしまつて、すれ違ひになるんです。しかし、この法律をつくつたときに、期待できないと言つたから一般財源からおもに出すようなことを大臣が言つたということにはならぬのです。われわれは、あの審議をやるに、この補給金の財源がどこから出るのかといふことは一番注目された一つの論点なんです。輸入差益がない場合、たくさんふえた場合、全部想定し

て議論をやつてきているんです。その中で、乳製品輸入差益というふうなものには依存しない、これは補完的にしか考えないということになつていふんです。それがたてまえなんです。ふえたからくずしていいということにはなつていないんです。また、あなたのおっしゃるようにならなければ、有効に使用なら、酪農振興に全額を回せばいい。私が先ほど言つたように、乳製品輸入差益がふえたといふことは、これは国の政策の欠陥です。そのために日本の酪農が停滞した。だから、輸入差益を将来ふやさないようにするために、乳製品の輸入を早く減らしていくためには、早急に国内の酪農振興策をはかりにやならぬ。そうでない限り、この輸入は減りませんよ。ですから、そういうこと言ふなら、最も有効な差益の使い方は、将来好ましくない輸入を減らすために、緊急に国内の酪農振興対策を講ずるといふことが一番有効な使い方です、あなたの理論から言つて、そうしたら、当然成勘定のほうに全額送り出すべきです。助成勘定のほうに全額送り出すべきで、あなたのは理屈にならぬです。それで、しかも、本年度は輸入差益が五十六億見込まれるという農林省の話です。さらに突き詰めて言つて、今後は乳製品の輸入増大の傾向は当分続く。そうすると、あなたのような考え方でいつたら、乳製品の輸入差益がふえるために、一般会計から支出する補給金を減らして、そうして輸入差益のほうからたくさん補給金を出していく、余つたものを酪農振興に回すといふことになるのじゃないですか。それは、法のたてまえからいつても、大臣の約束からいつても、違ひますよ。

早い話が、米年度はこういう方針ですか、五十億になる見込みなんです。○國務大臣(水田三喜男君) 最初の立法のときの趣旨から申しますと、矢山さんのおっしゃることとはやはり少し違つて、輸入差益がこうあるといふふうな予想しておりましたから、そつくり他の酪農振興のためにこの費用を使うと

いうことは当初考えていませんで、当初全部積み立てておくという考えから出発しておつたと思うのですが、現実がこういふことでございませうから、単にこれを積み立てるのじゃなくて、酪農振興のために有効にこの金を使うのがいいというので今度改正になったという事ですから、今度の改正は出発の当時もう予想していなかったことであるとも言えようと思つて。したがつて、これが出てきたら全額これにしなければならぬということとは当初方針としておつたわけでもございませぬし、この不足を払つておつたままなら一般会計から入る必要がない金額になつておつたわけですが、そうじゃなくて、最初からのたてまえとしてありまから、一般会計からはやはりこれに補給金を入れる。そうして、どれぐらゐの助成費にしたらいいかというふうなものはこの実情を勘案して適当にきめられるべきものだとおつたことを私は言つていますので、全部これは不足がどんな状態にあるうとも一般会計で見るとか、どんなことがあろうとも出た限りのものはみんなほかへ使わなければならぬとか、そんなにかたいいろいろなことから出発した制度じゃないので、そこはよろしく運営されてこれが酪農のためになる目的を果たせばいいのじゃないかというふうには私は考えます。

したがつて、来年度も、もし輸入差益金が非常に多く出たからといって、国費はもう出しませんよということをするわけではございませぬ。そのくらは一般会計からの負担はしてくれということとは当然農林省からお話もございませうし、これは十分相談して善処したいというふうには考えております。

○矢山有作君 大蔵大臣に時間がきたというので連絡があるんですが、大蔵大臣、私は全額を回すというふうな約束を大臣がされたと言つておられますよ。輸入差益がどうであろうと、主として補給金の財源は一般会計に求める、差益から求めるのは補完的だということになつておるわけですか。五分五分に出したら、これは補完じゃないでしよ

う。たてまえがくずれたわけでしょう。だから、輸入差益が大きくなつたらどうかこうとかいふ議論はやめてください。もしあなたの言うように、最初農林省からこの法律について相談があつたときにはこんなにも多く輸入差益が出るはずじゃなかつたんだと言つたら、そういうことで去年はたくさん組んだというなら、あなた農林省にだまされたと、こう言つていられるんですか。そうじゃないんでしょ。農林省がだましたわけじゃないでしよ。ね、私は審議の経過をよく知つていられるんです。少ないときは主として一般会計から財源を求めて、輸入差益がふえたときには五分五分になつてもいいんだと、そういうことにはなつていないんでしょ。農林省、それで、農林省は、もちろん、この法律を通すための手段として、輸入差益はふえりやせん、わずかなものですといつてだましたわけじゃないでしよ。大蔵省を農林省がだましたのか、だまされたのか、その辺はどうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) これはもう農林省がだましたということではございませぬ。当時の情勢から見て、与党の質問でも見られるとおり、大臣は輸入差益はあまりないと思つたというふうなこの質疑応答を見ても、当時はだましたとかだまされたのじゃないで、輸入差益が今日ほどあるということを予想しなかつたのじゃないかと私は思います。

○矢山有作君 農林大臣はどうなんです。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま大蔵大臣のお話しのとおりでございます。

○矢山有作君 そうなると、しつこいようですが、論議の過程において、輸入差益が多いとか少ないとかいふことを前提にして論議したわけではなない。輸入差益が多くなつたら、補給金は差益に半分求めてもいい、こんなことを論議したのじゃない。輸入差益がどうであろうと、補給金財源は一般会計から主として求めるんだということ論議したでしよ。大臣もそれを約束した。あなたのやり方は、大蔵省の予算編成のやり方だつたら、

まるで國民をだましていられるじゃありませんか。しかも、一議員や、あるいは国会に關係のない者が言つたのじゃありませんよ。政府の責任者が約束したことですよ。差益がふえたらその輸入差益からたくさん補給金を出すことにしたんだということでは、國民をだましたことになりませぬ。そんなべらぼうな話はない。しかも、来年度からの見通しはどうなんだと聞いたら、まあ相談があるでしよ。この程度——この程度だつたら、来年度も五分五分でやるんですか。そんな一べんだましたで足らんで、二度、三度とだまそうといふのは、ちつと性悪です。あなたもこの議論を聞いて、少なくともこの法律の審議の経過、さらに大臣が約束されたことは明らかにしたんだから、一べんだましたらいいんで、二度目からはだまされようとしてください。いくら差益金がたくさん出ようと、主として一般会計から財源を求めて、輸入差益から求めるのは補完的。そうして、あなたの言うように有効に使いたい。有効に使うなら、乳製品の輸入を早い機会に減らし、国内の酪農振興に重点的にこの差益をつぎ込む、そういうことをはつきり言うてください。二度も三度もだましてはいけませんよ。

○國務大臣(水田三喜男君) だますということではなくて、問題は、不足払いという制度を置くことによつてこの沈滞した酪農を振興させよう、ここに政策目標があつたんでございませぬから、この不足払いが完全にできるといふことが保障されれば、まず第一段の酪農政策の目的は達成されたというふうにならうと思つて。したがつて、その費用が足らなければ、一般会計から出すのを原則とする。これは制度のたてまえからそうでございませぬから、そういう踏み切り方をした制度をつつた。つくつてみましたら、当初予想しなかつた差益が出てきた。出てきたら、國民の一般の税負担に負う分を全部また出してもらうか、一部はその中でまかなうか、あるいは酪農振興の別個の費用としてそれを使うかといふことは、また次に出てきた事実を要当なようにみんなが考えて運営

すればいいんじゃないか、そういうふうには考えておるので、だますとかだまさないとかの問題じゃないと思つて。不足払いするといふことは、酪農にとつては今度の画期的な制度であつたらうと思つて。この政策目標を達すればそれでいいであつて、達する過程においていろいろの問題が起これば起これたように合理的に解決すればいいんじゃないかというふうには思つておるわけですか。

○矢山有作君 これでもやめますが、足らなければ主として一般会計から補給金財源を求めるといふことになつていられるんじゃないでしよ。輸入差益に關係なしに、主として一般会計から補給金の財源を求めるとなつておるんです。誤解しちやいけませんよ。足らなければ一般会計から出す、そんなことになつていないんです。しかも、不足払いのこの制度は、大きな貢献を果たしていないんです。現在日本の酪農にとつては、現在の酪農の停滞の状況は、いまままで話してきた。あなたは酪農の現状までは詳しく御存じないから、私はこの場では言いませんけれども、現在の酪農の停滞状況というものはずっと続いておるんです。これを早急に停滞の現状を打破しなければ、いつまでたつても日本の酪農は発展しないし、乳製品の輸入は減らないんです。ですから、私もはそういう立場に立つて、大臣の約束もあつたのだから、主として一般会計から補給金の財源を求めてほしいと言つていられるんです。来年度の計画を端的に聞かしてくだされ。来年度五十六億あるから、やはりことしのように輸入差益からたくさん出すんですか。そうなると、これは問題になりますよ。どうなんですか。

○國務大臣(水田三喜男君) まだ来年度の予算編成に取りかかつておりませぬので、やり方につきましてはこれから考えたいと思つて。農林大臣に聞きますが、農林大臣は、少なくとも農林大臣としての約束を尊重して、今年度の予算においては、当初に、補給金財源を全部一般会計から出してもらうように予算要求をやられた。来年度はどうされ

る。たてまえがくずれたわけでしょう。だから、輸入差益が大きくなつたらどうかこうとかいふ議論はやめてください。もしあなたの言うように、最初農林省からこの法律について相談があつたときにはこんなにも多く輸入差益が出るはずじゃなかつたんだと言つたら、そういうことで去年はたくさん組んだというなら、あなた農林省にだまされたと、こう言つていられるんですか。そうじゃないんでしょ。農林省がだましたわけじゃないでしよ。ね、私は審議の経過をよく知つていられるんです。少ないときは主として一般会計から財源を求めて、輸入差益がふえたときには五分五分になつてもいいんだと、そういうことにはなつていないんでしょ。農林省、それで、農林省は、もちろん、この法律を通すための手段として、輸入差益はふえりやせん、わずかなものですといつてだましたわけじゃないでしよ。大蔵省を農林省がだましたのか、だまされたのか、その辺はどうですか。

るんですか。やはりたてまえはくずされぬでしょう。私は全額とは申しません。全額は私は本来の希望する姿です。しかし、全額やれないにしても、主として一般会計から求めるというところは変わりませぬ。主として一般会計から求めるのであれば、今年度のような五分五分の求め方は間違いないだ、そう思いませんか。その点はどうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 不足払いの制度ができました。そのたてまえは、大蔵大臣の申されまして、一般会計が支出すべきものであるという法のたてまえでありまして、そのたてまえは政府部内においては一致しておるわけでありまして、したがって、予算要求にはもちろんそういって、たてまえで要求するのは当然だと思つておる。

○矢山有作君 大蔵大蔵、お聞きのように、農林大臣はこの不足払いの立法精神、審議経過、大臣の約束、それをよく御理解になっておられますが、今年度の当初予算の編成において、最初、補給金は全額一般会計から支出する予算要求をやつた。そのたてまえで予算要求を言つておる。それから、あなたのはその大臣の約束したたてまえを二度も三度もほごにしないように、来年度の予算編成ではぜひ考えてください。私はもつと突き詰めて聞きたいけれども、約束がありますからこれでやめますが、よく農林大臣の立場というものをご理解して予算編成に取り組んでいただきたい。できませぬ、それは。

○国務大臣(水田三喜男君) 来年度の予算の編成に取りかかるようになったら、農林省の立場を十分理解して相談いたします。

○矢山有作君 農林大臣にお尋ねしますが、今度の改正案を見ると、まず輸入差益金から補給金に充当する金額を引くんです。引いて、残りの八〇%を酪農振興に振り向ける、こう言つておるわけですが、そうすると、この調子で行きますと、大蔵省はわりあい強いですから、補給金に何ほ出すと言つたら、それだけ引き抜かれたあと酪農振興に回すという、こんなぶざまなかつこうになる。これは私は間違いだと思ふ。やはり、たて

まえは、先ほど来繰り返すようなたてまえです。そのためにはまず酪農振興のために助成勘定にどんと取ることで、そして、余つたら、これだけしか余らなかつたとして補給金に回してやるのが筋ですわ。そうじゃないですか。それをばつと補給金の財源にほしいだけ取つてくださう、あと残りの八割を助成に回してもらいますよ、こんな姿勢では話にならぬ。どう思ひますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今度の予算でこういういま御審議を願つておるような方法を考えますと、きにも、もちろんこれは財政当局とも十分相談しなければならぬ立場であることは当然であります。私どもとしては、意外にもこういう差益が出た、これはひとつで、いろいろな経過でいまお話しのようなことになりまして、できるだけわれわれといたしましては生産対策にこの資金を活用できるように今後ともつとめてまいりたいと思ひます。

○矢山有作君 そういふふうにとおつしやるのですが、この法律の規定がいかに、私がいま言ったように、不足払いの財源にまづ取りますと、残つたやつを助成勘定に入れますと、きめてある。これがいかんです。これを直さなければいけません。本末転倒なんです。もしこの法律が直せぬというなら、ここで明確にしてもらいたい。まず、一般会計から補給金にどの程度出させる、残つたどの程度を輸入差益に求めるのか、そういう考え方があるのかどうか。それがなしてこの法律をこのまま通しちゃつたら、これは大蔵省の言うままになってしまいますよ。ぼくはそういう危険を感じる。どうです、危険がありませんか。努力する努力すると言つても、努力にならぬ。

○国務大臣(倉石忠雄君) それに努力になるのじゃないですか。大体、この差益が当初こんなに出ると思つていなかった。差益が非常に大きく計上された。そこで、これを助成勘定に回した

い、まあここまでではみな御賛成いただけることと思ひます。そこで、やはり財政当局と、予算を編成してわれわれの希望をできるだけ到達するため、財政技術的にも先方に話し合いもつけないければなりませんし、したがって、私はいま御指摘のようないことがありまして、かりにさらに差益が続いて出るような場合には、私どもの期待したとおるようにはできないだけ助成をすることができるようにはしたいと思ひます。また、われわれの希望は到達されるものであらうと、こう思ひます。

○矢山有作君 それは大臣の期待であつて、この法律を通してこれでやるといふ段になると、その努力がなかなか実現しおそれがあるわけですよ。きわめてこれは危険な法律です。そう思われらるでしょう、二十条の二というのを讀んだら、私はそれを心配してゐるんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今度初めてこういう状態になつたものから、それにしても私どもとしてはわれわれの希望をかなり入れたつもりでありまして、いま大蔵大臣も答えておられまして、このたてまえはもちろん一般会計から支出すべきものであつて、差益金は補給的に用いるものであるというところは政府部内において一致した見解でありますから、私は、この法律を通していただいで私どもの期待したとおるようにはたてまえをくずさず、やつてまいると、そういう考え方もあります。また、それは可能である、こう思ひます。

○矢山有作君 これは、まあ大臣の答弁はその答弁が繰り返されるのですが、局長、あなたはどうか思ひますか。主として一般会計から補給金財源を求めるといふ大臣の約束なり立法趣旨からいって、今年度のように五分五分に求めた求め方は、

このたてまえをくずしたと思ふ。くずしてないですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 御質問の点でございますが、たびたび大臣からもお話がありましたように、たてまえとしては一般会計から出すという考え方でございまして、そういう精神で今後とも努力をしたいといふふうには考へております。

○矢山有作君 いや、今後の努力じゃない。私が聞いているのは、今年度の補給金財源の求め方はたてまえからいふと間違ひじゃないかと、たてまえをくずしたことになるませんかと言つておるわけです。これは大事なところなんです、今後のあなた方の姿勢にとつて。

○政府委員(岡田覚夫君) くずしたか、くずしてないかという点については、議論もあらうかと思つたわけでございますけれども、先ほどもお話しのように、乳製品の輸入が急増しまして、したがって、その結果として非常に予想せざる差益が発生した、そういう事態のもとにおきまして、こういう予算の結果になつておるわけでございます。今後ともそのたてまえは維持するということ、予算的に努力をいたします、こう申し上げる以外にないと思つております。

○矢山有作君 私は、あなたと、何といひますかね、敵対関係でいま議論を進めておるのじゃないんです。立法の趣旨をできるだけあなたの方に守ってもらいたい、大臣の約束を守ってもらいたい、そのことは酪農振興に取り組むにあつた方ができるだけやりやすいような場をつくろうと思つて私は議論をしてゐるんです。そうすれば、だれが見たつて、この補給金財源の求め方はたてまえを守つておるということにはならぬでしよう。ですから、常識どおりのたてまえを守つておることにはなりませんということをはつきり言われて、それから来年度からの心がまえというものを、心がまえを私聞きますから、それに対してあなたも心がまえを率直に言われて、そういう方向で力を合せて行きましようということではなればだめなんです。質問をはぐらかしさえすればいい

いというような姿勢で、とにかくしつぱをつかま
れまいとする姿勢だけではだめです。だから、
はつきり言ったらどうですか、たてまえはくずれ
ておきます。

○政府委員(岡田覚夫君) その辺は先生がいろ
ろとお考えがあるかと思うのでございますけれ
ども、なかなかまあその点が答弁のむずかしい
ところでございます。今後こういう趣旨のつと
りまして努力したいということとひとつ御了
承を得たいと考えております。

○矢山有作君 私は、あなたがまじめに本気で畜
産行政に取り組んでこられて、あまり過大評価は
しません、少しづつでも評価の成果があつて
きていっているんですが、もう少し直截に
言ったらどうですか。あなたがほんとうに畜産局
長としてりっぱなことをやったなあということ
を言われるためには、やはり補給金の財源を主とし
て一般会計から求める、これを貫いたときにはあ
なたの成果はまたまたあがるんですよ。そう思
いませんか。だから、この場で、あなたが率直に、五分
五分では満足です、これはたてまえを守ったこ
とになりませんかと言われたほうがいいですよ。そ
れはそうでしょう。

○政府委員(岡田覚夫君) まあおほめにあずかり
ましてはなだ恐縮でございますが、今後ともさ
らにほめていただきますように努力をいたした
いと思ふこととよろしくお願ひを申し上げる次第で
ございます。(笑聲)

○矢山有作君 私がせっかくなに言っている
のに、それをおっしゃらぬのだから、よほどあな
たも頑固な人ですね。大臣、これは笑いごとでな
しに、これから私の聞くことは来年度の予算編成
の上において大事だと思ふので、基本方針を言っ
てくれませんか。主としてなんということを言っ
ていると、これまたたてまえ議論になつて妙なこ
とになりますから、一般会計から大部分財源を
求める、輸入差益からはもう求めません、求める
にしても一部しか求めませんとはつきり言つてく
ださい。どうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) たてまえという字を使
うということでありませう、たてまえが一番大事
でありますから、たてまえはやっぱり政府部内
においても一般会計の財源に求めるということであ
ります。来年度予算でどのくらい差益が出てま
いますか、それについてはまた財政当局と相談し
なければなりません、私もとしましては、この財
源は一般会計に求めるのが筋である、そういうた
てまえで折衝をいたしたいという決意でありま
す。

○矢山有作君 この問題だけやっておつてもあれ
です、補給金の財源は一般会計から来年度は八割、
九割なり求めると、これも言えませんか。そうい
う姿勢で臨むとか、あるいは、われわれが希望す
るのは、補給金の財源は一般会計から全額求める
という方針で臨みますと、どちらか言えません
か。私は、全額一般会計から求める方針で臨むと
おっしゃっていただきたいんです。方針で臨むと
いうことは、そういう予算要求をしますというこ
とをおっしゃっていただきたい。どうですか、そ
の姿勢がなければ、大蔵省にしてやられますよ。
○国務大臣(倉石忠雄君) 大蔵省にはしてやられ
ないように真剣に取り組むわけでありませう、し
てやられるということはおおかしと思ひます、
が、部内でありませう、本日のこのやりとりも財
政当局もよく心得ておるのでございませう、私
どもとその点においては理解ある行動がとれると
思ひますが、具体的にどのくらいと言われても、
いまなかなかむずかしいと思ひますが、この法の
原則が一般会計から支出すべきものであるという
こととありませう、そういうたてまえで折衝を
いたしたい、こう思ひます。

○矢山有作君 それでは、私は、大臣が法の基本
が補給金の財源は一般会計から支出すべきものだ
というたてまえで予算編成には臨んでいく、予算
要求には臨んでいくということですから、これで
やめますが、今年度ですら四十億の補給金をすべ
て一般会計に求めたわけですから、来年度の予算

要求においては、今年度と同じように輸入差益は
ふえようがふえまいが全額を一般会計から求める
という方針で予算編成をやつて下さい、予算要
求をやつて下さい。そうせぬと、頭から譲歩を
した形が出たら、ますます追ひ込まれて譲歩をせ
ざるを得ないようになつて、五分五分になるど
ろか、逆に今度は、輸入差益がべらぼうに出たか
ら、主として輸入差益から補給金の財源を求める
というふうなことになるから、そんなことにな
らないようにしていただきますように、特にこ
の点は強く要望しておきます。

○委員(野知浩之君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(野知浩之君) 速記を起こして。
○矢山有作君 事業団の運営上の問題に戻りま
す、前の話の続きもありますから、局長、公開入
札でやるという方針で行かれますね。それをほ
きりおっしゃつて下さい。

○政府委員(岡田覚夫君) 先ほど申し上げました
ように、営業の秘密等の問題もあつて非公開であ
るといふことで従来からやつてまいつておるわけ
でございます。したがうして、ただいま先生の
お話もございましたので、この点につきましては
さらに検討いたしましたので、公正を確保するとい
ふことを旨といたしまして処置をいたしたいとい
ふに考えます。

○矢山有作君 私が聞いておりますのは、大手
の乳業会社が入札に臨むときに小さいメーカーそ
の他の名義を借りて入札に参加しておるとい
うことが言われておりますが、その実態を御存じで
すか。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいまの御質問の点
でございますが、一応資格がある者は入札に参加
できるといふたてまえになつております。したが
うして、ほかの人の名前を使つて出たという場
合には、必ずしもはつきりはいたしません。これ
は、ただ、一人当たりの買入れの要するに制限と

いうものをしておりますので、非常に多数の人を
参加させるということになれば別でございますけ
れども、少なくとも四十一年度当時におきまして
は乳製品が相当逼迫してございまして、それぞれ
の業者において需要が強いわけですから、そうい
うふうなことはあまりないのではないかと。まあ絶
對なことは私たちがわかりませぬけれども、それ
ほど多いものではないのではなからうかというふ
うに実は判断いたしております。

○矢山有作君 これは資金繰り等いろいろな問題
があつて、私は不確実な情報ではないと思ひま
す。具体的にここでどうだあだというところは
きょうの席では申しませぬけれども、入札参加す
るのに名義を貸した形で参加しておる、落札した
ものが少数の大手のところに集まつておるとい
うことが言われておりますが、この点はひとつ実態
を調べていただきたい。このことは、あとから多
少触れますが、いろいろ大きな弊害を起こしま
すから、この点を調べていただきたいと思ひます。

それからそれに関連してぼくが問題になつて
思ふのは、先ほど、理事長のほうから、予定価格と
いうのは大体あまり動かないということをお
っしゃつたわけですね。安定指標価格に、あれは四
割ですか、それを加えるんですよ。それに多少加
えるものがあるのかもしれないが、そういうふう
にきめて、あまり動かないということを言われた
わけですね。そうすると、私は一つここで問題が
出てくるのは、国内乳製品とそれから落札した価格
との比率を見ますと、だんだん下がつてきて
いる。これはまあ市況等のいろいろな需給事情等
の問題があるかもしれない。ところが、そういう
たような入札の予定価格のきめ方の方針という
ものがメーカーにわかつた場合には、これは何
も高く入札する人はない。しかも、名義貸しで入
札参加者が多いということになると、これは談合
片がつく問題で、安いところと落とす。それで、
ちょっと油断した人は、その辺がわからぬから、
高い値段で入札するようになる。こういう現象が
起こつてはきませんか。私は、最近五月になつて

から急激に落札価格が下がったという原因には、そういう予定価格のきめ方の方針というものが漏れたのではないかと、こういう気がするんですが、ね。そうなるべくと、入札方式全体より再検討し直さぬと、安い値段で落札された外国の乳製品がますますいろいろな形で国内酪農を圧迫するよ様な現象が出てくるのですが、どうなんですか、これは。

○政府委員(岡田覚夫君) お話しの点でございますが、安定指標価格に安定させることを旨として事業団が取り扱うということにいたしましたので、予定価格等も変えないでやっておりますわけでありまして、予定価格が漏れるというようなことは私はまあないと信じておるわけでございます。現状におきまして、事業団が売り渡しをいたしました場合にも、なおかつ全部売れないというふうな状態もございますので、必ずしも先生のおっしゃったような状態には現在はないのではないかと、いろいろに考えております。

○矢山有作君 これは、漏れた漏れぬの議論はきょうはいたしません。私はいろいろ話を聞いておりますが、漏れた漏れぬの議論はいたしません。何回か入札に参加しておると、予定価格のきめ方というものがほとんど動いていないのでしよう。そうなる、これはわかるわけです。大体予定価格がどの程度というところは感づく。これは善意に解釈して感づくということにしておきましょう。わかります。そうなる、だれも高い値段で入札する者はおらぬですよ。しかも、入札参加のときに大手メーカーのひもつきの形で入札に参加する者が相当数おるとなれば、これはそれでいいかげんな話も行なわれるだろうし、いろいろなことでも落札価格というものがどんどん下がってくる。予定価格がいま理事長がおっしゃったようなところできめられて、これが動かぬのであるということになれば、今後落札価格というものはずっと予定価格に近いところへほとんど下がってまいります。そういうふうになりませんか。

○政府委員(岡田覚夫君) 問題は先生のおっしゃるようなお話も考えられるわけでございますけれども、実態をいたしまして、需給関係が逼迫しまして一般的に価格が高くなっておりまして、場合には、安く札を入れたとしてもなかなか落札をしないというのが実態であると思っております。したがって、非常に安く入れればいいのだということに、どうもならないのではないかと。現実には、やりました落札者につきましても、そういうふうな形にはなっておらないように私は承知をいたしておるわけでございます。したがって、問題は、需給関係が一体どうであるのかということに帰着するのではないかと、いろいろに思っております。安定指標価格に安定させることを法律上旨とすべきことを義務づけられておるわけでございますから、そういうふうなところに安定するような形で事業団の操作をやるべきではないかと、いろいろに思っております。

○矢山有作君 それは、正面から正直に見た場合には、あなたのおっしゃるとおりだと思います。ところが、予定価格というものは、ほとんど動かないんです。それは安定指標価格へ近づけるといって、大体きめられてくるんだということがわかってしまえば、需給価格がどうかこうとかいふことはこれは表の議論であって、実際入札に参加したときに私は問題が起ると思う。だれも高い値段で落札したい者はおらぬのですから。できるだけ安い値段で落札したいのですからね。一応この程度に入札予定価格というものがあつたら、いろいろことがわかれば、それでは商売の常道としてできるだけ安く手に入れるための話もあれば、いろいろなこともあるでしょう。しかも、それをより安くしやすくなるために、いま言ったような名義を大手に貸して入札に参加しているような分子がかなりおるとしたら、より安くしやすくなる。そうなるんです。その辺でやはり入札方法というのを改善する必要があるかといふことなんです。これはないとは言えませんが。

○政府委員(岡田覚夫君) まあいろいろ問題が全くないということでも私はないと思っておりますけれども、いざいざにいたしても、ねらいをいたしましては、安定指標価格の水準に安定させるということがねらいでございますから、そういうふうな点でお話しのような点も十分検討はいたしてみたいと思っております。問題は、最近のように、需給が緩和してまいりまして、かなりの量を放出をいたしました。それによりまして、むしろ買ひ受け者がなるといふふうな事情でございますから、したがって、かなり問題はなくなつてきておるのではないかと、いろいろに感じておりますが、いざいざにいたしても十分検討はいたしたいと思っております。

○矢山有作君 それは最近のことをおっしゃって、いざいざにいたしても、ねらいをいたしましては、安定指標価格の水準に安定させるということがねらいでございますから、そういうふうな点でお話しのような点も十分検討はいたしてみたいと思っております。問題は、最近のように、需給が緩和してまいりまして、かなりの量を放出をいたしました。それによりまして、むしろ買ひ受け者がなるといふふうな事情でございますから、したがって、かなり問題はなくなつてきておるのではないかと、いろいろに感じておりますが、いざいざにいたしても十分検討はいたしたいと思っております。

○矢山有作君 それは最近のことをおっしゃって、いざいざにいたしても、ねらいをいたしましては、安定指標価格の水準に安定させるということがねらいでございますから、そういうふうな点でお話しのような点も十分検討はいたしてみたいと思っております。問題は、最近のように、需給が緩和してまいりまして、かなりの量を放出をいたしました。それによりまして、むしろ買ひ受け者がなるといふふうな事情でございますから、したがって、かなり問題はなくなつてきておるのではないかと、いろいろに感じておりますが、いざいざにいたしても十分検討はいたしたいと思っております。

立てていかんと私はいけないと思う。そうなりませんか、理屈として。私はちょっと頭が悪いから私の言う理屈が違つてもいいかもしれませんが、私は私の言う理屈が正しいと思うのです。

○政府委員(岡田覚夫君) 安定指標価格水準に安定させるというふうな目的があるわけですから、いままでもそういうふうなことをやっております。ただ、いままでもやつた経験にかんがみまして、やはり量的に非常に足りないというときになります。皆さんがどういふ価格で札を入れるかわからない。したがって、自分のところへ品物が入らないと非常に困るというふうな考えが、あります。これは、どうしてもある程度高く入れざるを得ないというふうな事態があるわけですから、皆さんが全部が談合してやるといふことになつて、わずかの量だけしかもらえないということになれば、そういうことは可能かもしれませんが、ある一定の量は必要であるというふうな事態のもとにおきましては、やはり自分がほしいということになれば、ある程度高く入れざるを得ないということになりまして、現実には相当高いものも入つておるといふ事態でございますから、それほど問題はないのではないかと、いろいろに思っております。わけですけれども、いざいざにいたしても、安定指標価格に安定するようにはやはりやつていかなければならぬのじゃないかと、いろいろに思っております。

○矢山有作君 こういうやりとりばかりやらなければならぬのですが、あなたは正直ですから、それはそういうふうなまっ正直に考えておられると思っております。ところが、あなたの言う理屈は、予定価格がどの辺にあるかといふことがわからぬ時点ではそのとおりに通るわけですから、ところが、予定価格の立て方というものがわかつた段階では、それは通りません。とにかく予定価格より少し上回つておれば落札するんでしよう。そうしたら、一部それは何も知らぬ人があつて高い札を入れる人もあるかもしれぬ。ところが、よく知っている連中は、予定価格すれすれのところへ入れたら、

これはやはり落ちるんです。そのときの量にもよりますが、落ちる。そうすると、ぼくは非常に不公平が起ると思う。だから、安定指標価格のところ市況を安定させるというところが制度のねらいですから、そうすれば、需給事情が逼迫して国内乳製品市況が非常に高い段階では、予定価格はそれを加味して立てていく。それなりに立てたい。へんです。それを勘案しながら立てていく。そうして放出をする。そうして、市況の鎮静するに従って予定価格というものを考えていったらいい。そうしないことには、これは不当にもうける人が出てきますよ。これは、理事長、どうですか、あなたやっているんだから。

〔委員長退席、理事任田新治君着席〕

○参考人(須賀賢二君) 予定価格は、先ほど御説明申し上げましたように、従来安定指標価格に四割をプラスしたものを基準といたしまして、それから若干の経費をかげんいたしましてきておるわけですが、従来私どもがこの制度を運営してきておる基本の考え方をいたしまして、不足払い法によって不足払いを行なっている以上、乳製品についてはつとめて安定指標価格に近い線で価格を安定させるといふことを最大の目標として運営をしてまいってきまして、このようにして、たいてい申し上げましたような予定価格の立て方をいたしてまいりました。たいていですが、だんだん需給事情も緩和してまいりました。その事態に即しまして今後、運賃のしかたにつきましても十分に検討してみたいと思っております。

○矢山有作君 いまの説明は、先ほど聞いた説明なんです。私の言うのは、予定価格の立て方を需給事情だとか何だとかということを加味してやったほうがいいんじゃないかと言っているわけじゃないかと言っておるんです。あなたは実際にやっておられるんですから、おわかりのほうなんです。私のいま局長とのやりとりを聞いておられるら、私が何を言おうとしているかは、だから、

あなたの答弁で私がいたしたいのは、予定価格を安定指標価格に対する一〇四割、それにプラス諸掛かりというふうに一定した形でいつの場合でもやられるから問題が起るのじゃないか、不公平な事態が起るのではないかと言っているんです。それがそうであるならば、将来の予定価格の立て方を検討しますとか何とかいうことがほしい。

○参考人(須賀賢二君) なおよく検討いたしてみたいと思っております。

○矢山有作君 全くなまくら答弁で、局長、農林省のほうに相談にあずかるのでしようから、あなたの方針を言ってください。

○政府委員(岡田寛夫君) 従来は、私のほうは、安定指標価格水準に安定させるといふことをたてまえたとしておられます。関係から、現在のようないやうなやり方をやっておるわけですが、そこで、先生のお話のそういうふうな考え方も私はあり得るというふうにも思っています。そういう点につきましては、さらに検討いたしたいというふうに思っているわけでございます。

○矢山有作君 安定指標価格に安定させるといふことはわかっております。制度の趣旨から、ですから、私は入札の際の予定価格の立て方を言っておるんです。これは大臣がおられますから、政務次官、入札に際しての予定価格の立て方というのは再検討するといふことはお約束できますか。

○政府委員(久保勲一君) 先ほど来御意見を承っているわけですが、私もこの問題につきましては具体的にいりる知識を得ておりませんので、私が回答を承っております。率直に感じました点についての意見を申し上げることをお許しただきたいと思っております。御指摘のように入札に際しての意見がいろいろあります。安定指標価格といふものがはつきり線が出ています。それに百分の四プラスし、諸掛かりを多少プラスした線で予定価格を出して入札に付すように、入札に際しての予定価格が、市場の価格と著しく何と申しますか開きがあります場合には、やはり入札の実態について公正を欠くこ

とがある、御指摘のとおりだと思います。したがって、御指摘のとおりにしては、やはり乳製品の価格をある線に安定させるといふねらいはもちろんです。持たざるやなりませんが、そのことだけにとらわれず市場の需給の実態を把握しておりませんか、多少何と申しますか、事実にかわらないのじゃないか、こういうふうにご意見を伺っています。したがって、御指摘もございましたように、入札に際しましては、市場のそれぞれの商品の需給の状態、価格の状態等、事業団としては十分絶えず調査をしまして、そういう実態を十分把握をしまして、そういう検討の上で立てて予定価格といふもの設定について十分慎重に検討する、こういう態度が必要ではないかということを感じたわけでございます。したがって、そういうことを含めまして、十分今後入札の問題についてはやはり慎重に検討をいたしてみなさなならぬ、かように存するわけでございます。

○矢山有作君 次は、大手の乳業会社の中に、落札されて自分が取った脱粉などを、国内粉のレツテルを張りかえて売っておる、それで非常な利益をあげているという向きがあるのではないかと、いふことが言われておりますが、この心配はありませんか。

○政府委員(岡田寛夫君) 売り渡したものがどのようにならぬかという点については、先ほど御説明したように利用され消費されるかということまでの実態は私どもは必ずしも十分把握はいたしておりません。したがって、どのような形になっているかということについては明確ではございません。けれども、それはど価格に有利であるかどうか、その辺については問題があると思っております。それは有利で処理されておるというふうにも考えられないわけでございます。

○矢山有作君 それは考えられないとおっしゃいますけれども、落札の値段がだんだん下がってくれば、国内乳製品の市況のほうはずっといまでもやっぱり上なんですから、いままではその差がもっとひどかったのですから、落札価格と国内乳

製品の価格というものは、そうすると、やはり自分の手に入れたものを、ほとんど品質は変わらぬから、これはもう内粉だということでも、売るといふ手は考えられます。これは、事業団がこういう仕事をやるためから考えても、そういうことのないように十分な調査をしなければならぬと思っております。まして、いわんや、大手の乳業メーカーが、中小企業の資金繰りの悪いような人たちが、自分の資力だけでは単独に入札になかなかはいれない、そういう人たちに名義を貸して入札に参加して、そうしてたくさんものものを落札して手に入れて、そうしていまのように入札にレツテルを張りかえて売ると、これは当然予想されることだし、そういうことが現実に行なわれているわけですから、そういうことが現実に行なわれぬように十分制度の改善を考えたり、あるいはそういうことがあるのかないのかということを実態を調査していくということがないといふかぬと思っております。

○政府委員(岡田寛夫君) 先ほど申し上げましたように、売り渡したものがどういふふうな形になるかということの調査は、なかなかこれはむずかしいと思っております。需給の逼迫しておりますときには、中小メーカーのほうからの要請等もありまして大手乳業者を排除いたしました。中小業者のみを対象にしまして売り渡しをするというふうなこともいたしました。できるだけ広く公平に均てんができるようにというふうには考えて、そういう措置もとってまいっておるわけでございます。それが、お話しのような点があると思っております。それは、それは要当なことではないと思っております。極力そういうふうなことがないように努力はいたしてまいりたいというふうに考えます。

○矢山有作君 そこで、私は、一つ申し上げたいのですが、そういうようなことが行なわれておるとすると、国内の酪農の犠牲の上に立って乳製品をたくさん輸入して、それを安く手に入れて高い値段で売ってもらう、こんなことは許される

○矢山有作君 それからもう一つは、先ほど、事務費の補助をしていると言われたんですが、生産者団体に対して、これはたしか来年度までじゃなかったですか。そうですね。

○政府委員(岡田覚夫君) 一応、設立時から三年間というところで定められておるわけでございます。

○矢山有作君 そうなると、またその時点で事務費の助成が打ち切られるということになると、やはり問題になります。そこで、私は生産者団体の人からいろいろ聞いてみますと、生産者団体強化のために集送乳施設を持つこと、それから直接農民につながるという面で技術指導員というものを生産者団体で持ちたい、これが必要だと、こう言っておるんですが、技術指導員の配置の問題はどう考えますか。この差益をそういう方面に使うという気持ちはありませんか。

○政府委員(岡田覚夫君) 最初申し上げるときにやや落としました点もございますけれども、先ほどいろいろ御議論ございましたように、この資金というものは非常に不安定な資金でございます。したがって、本年五十六億程度の差益が発生するであろうというふうな見方をしているわけでございますけれども、国内の生産がかなり伸びつつあるという事情もございまして、はたして幾らになるかということについての確な見通しをすることは、現在の段階ではかなり困難があるわけでありまして、来年度につきましてもそういうことが言えるかと思ひます。

したがって、いわば非常に不安定の資金であり、まあできるだけ不き資金であるというたてまえから見まして、長期にわたって助成をするというふうなものにこの資金を使用するということは必ずしも適当ではないというふうに思っております。暫定的にこの際やれるというふうなものに対象をしばりたいというふうに考えておる次第でございます。

○矢山有作君 いや、それはわかるんです。あまりあけすけな話をするのはこういう場所だからし

たくないのですが、技術指導員を配置するということが生産者団体強化のために必要な要素であるとするならば、私はこの際差益金を使ってやっても構わないのではないかと、それはおっしゃるとおりであろうと思ひます。それはその段階で考えていくべきで、やっぱり実績をつくることだ。

それ以上もう言わぬでもわかるでしょう。これをやって、そうして指定生産者団体を強化するんだという姿勢を示し、実績の上に立って、これを恒久的なものとしていく。それは、畜産局長、真剣に考えたほうがいいですよ。予算をとらなければいかぬですからね、振興をやるためには。

○政府委員(岡田覚夫君) 指定生産者団体を強化するという趣旨については全く同様でございますが、いかなる方法で強化すべきかということについては、いろいろな方法があり得ると思うわけでありまして、そういう点で、私たちがこの問題は今後ともひとつ十分検討していきたいというふうに思っております。

○矢山有作君 それで逃げられると、すっぱり何も出たことなかったことになるので、もしあなたがおっしゃる通りに、何と云うのか、そういうやり方はちょっとよやらぬというのなら、別途そんなら一般会計なら一般会計で、技術指導員が指定生産者団体にはいというの事実だし、また、それがあつたというの指定生産者団体にとっては非常な力ですよ、強化していく点において。だから、そういう一般会計からの方向からでも考えますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 人件費の助成というところにつきましては、これは予算上のいろいろ問題もあるところでございます。したがって、私はなかなか困難ではなからうかというふうに判断をいたしておるわけでございます。そこで、指定生産者団体といたしましては、必要なものについてはある程度自分で負担をせざるを得ないというふうに思ひわけでございます。われわれは、可能限りにおきまして指定生産

者団体を強化するという方向におきまして適切なものについてできるだけ助成をしていきたいというふうな考えをしております。助成のなかなか困難なものにつきましては指定生産者団体みずからそれは設置をしていくというたてまえでいくべきではなからうかというふうな考え方は持つておるわけでございます。

○矢山有作君 これもこれくらいやめますが、現在の指定生産者団体の力では、技術員は実際問題として持てないんですよ。ですから、一般会計から頭からそういうものを出すということもむずかしいでしょう。むずかしいから、あけすけには言いませんが、差益金で配置をしないといふことはいいんですが、これが必要だということなら、実績をつくって、その段階でこれをどう継続させていくかということをやつたり考えるべきだ。そういう前向きな姿勢がないと、近代化計画だ何だといふ一生懸命かいてみたところが、いつも絵になつてしまふのです。予算をとるのがなかなか容易でないでしょう。容易でないから、私がわざわざ持ち出したわけですよ。検討してみなさいよ、真剣に検討してください。

○政府委員(岡田覚夫君) 非常に応援をしていただいております。感謝いたしております。一応助成は助成だということだものですが、弾力的には考えたいと思つておりますけれども、しかし、人件費の問題につきましてもはさらに検討いたしますけれども、かなり困難ではなからうかというふうなことは考えられておるわけでございます。そういうことで御了承を得たいと思ひます。

○渡辺勤吉君 関連です。資料技きで簡単に申し上げますが、私の身近な岩手大学の毎年の獣医科の卒業生の就職先の動向を見ますと、あれだけ酪農なりあるいは肉畜に果是として重点を置いておるにもかかわらず、地元に残らないで、大半は大資本の中の獣医師の受け入れ体制に就職してあり、地元をそういう条件の悪いところには来手がなく、こういう実態なわけですよ。私は、た

くさん最近の実例も持つておりますし、待遇その他の具体的なデータもありませんが、そういうことを県の実態から見ますと、やはり相当思い切った獣医師に対する政府の畜産振興のさらに先駆的な大きな課題としてこれを現地に定着させるということが家畜の積極的な増殖を言う前にならぬと、これが非常に大きな問題になつておる。そういう点から、いま、矢山委員も、せつかくこういう予期せざる膨大な輸入差益が出たことであるから、これを一つの突破口として、何かそういう指定団体の体制の中にこれを大きく生かすような方法が考えられていいのじゃないかという問題の提起だと思つておる。これはお考えがないようでありませうけれども、いままでの矢山委員の審議を通じまして、これ一つにしようというところではないにしても、これこそ真剣に政府当局としては考えなければ、大きな矛盾というものが拡大する一方、たとえば共済制度に続く家畜診療所の機能の問題等にも関連いたしますし、将来のわが国の畜産政策の大きな恥部ともいふべき問題ではないかというふうに思ひますので、るる矢山委員が取り上げた問題については、通り一べんの意見として聞き捨てることなく、十分ひとつ積極的検討して善処していただきたいというふうに思ひます。が、せつかくですから、これについて久保政務次官の大所高所に立つた御見解をこの際承つておきたい。

○政府委員(久保勤一君) 先ほど来局長よりお答え申し上げておりますように、この差益金によりまして生産者団体に獣医師を配置するという問題につきましても、説明をいたしております。この差益金が非常に不安定な性格を持つております点から考えまして、半ば恒久的な使途の人員の配置の問題については多少性格的になじまないのではないか、こういう意見も私は一面の理があると思ひわけでございます。しかし、先ほど来から御指摘がございしますように、畜産特に酪農を振興してまいりますためには、従来とも努力はいたしておりますけれども、特に御指摘のよう

に獣医師の問題を大きく私どもが考えなきやならぬと思つておられます。いろいろと畜産振興については施策が行なわれておりますが、何を申しましても、高度の技術、りっぱな畜産管理をいたしなすためには、どうしても獣医師の指導助言と申しますか、そういうことが農民の間に徹底してまいりますことが基本であろうと思つておられます。

私ごとを申し上げて恐縮でございますが、私も従来畜産団体の役員をいたしておりますが、体験から考えましても、御指摘のように、今日、地方におきます畜産団体、畜産団体の獣医師を得ることは非常に至難でございます。そういう点から、酪農民は、何と申しますか、手さぐりで酪農をやっておるといふ例が非常に多いと思つておられます。そういう現状からなごめましても、どうしても獣医師の配置という問題については畜産振興の立場から重点施策として考えていくべき性格のものであると思つておられます。したがって、冒頭に申し上げますように、差益金によつて直ちにこれを充足していくことについては、今日なごめまさない点もございませぬ、それはそれとして、畜産全体の問題として獣医師の配置という問題については真剣に前向きで努力いたすべきであると、かように存するわけでございます。

○矢山有作君 政務次官の非常な理解のある御答弁ですから、ぜひそれを実現するように御努力願いたいと思つておられます。それから、これは局長も御指摘になったのですが、生産者団体強化のためには、みづから加工処理施設を持たせるといふことはやはり重要な問題だと思つておられます。そこで、ただ持たせることが必要だから希望があれば事業団から出資するといふことになしに、生産者団体強化という見地に立つて、また、酪農保護という立場に立つて、あまり乳業メーカーに遠慮するのになしに、積極的に全国を見渡して、大体どの地域にどういふ規模の需給調整のために加工処理工場を設けたい

のじゃないか、こういうような計画を検討されたことはありませぬか。

○政府委員(岡田覚夫君) 具体的に検討はいたしておりませぬ。おりませぬが、主として需給調整を行なうといふふうなことになるかと思つておられます。ございまして、これは企業でやりますからには、採算の問題もあるわけですから、かなり慎重に考えていかなければならぬ問題であるかといふふうな思つておられます。やはり狭い地域において計画してもなかなか不可能だと思つておられます。したがって、相当広域な地域にわたりますしてそういうふうなことをやるというものは、きましては、積極的にこちらとしても指導助成をしてまいりたいといふふうな思つておられます。

○矢山有作君 おっしゃるとおりなんです。だから、私は、やろうとするところには助成をするといふのでなしに、あなたのほうで全国の各地域の需給事情というものは調査なされればわかるわけですから、どの地域にどの程度の規模のものを持たしたらいいのじゃないかといふことを積極的に検討する必要があると思つておられます。それで、やれば助成はあげましようといふことでは、なかなか生産者団体自身が踏み切るといふことはできぬと思つておられます。役所は膨大な人員をかかえて調査能力もあるわけですから、そういう点を調査し、そして積極的にやはり取り組む必要があると思つておられます。私が聞いておるのは、振興事業団が出資したのは九州くらいなもので、だからこれはぜひやつてもらいたいと思つておられます。向こうの出方を待つのでなしに、こちらから積極的にやるんです。

○政府委員(岡田覚夫君) こういうふうな制度を開くといふことになっておられます。関係から、それぞれの指定生産者団体において相当真剣に現在検討されておるわけでありませぬ。私の聞いておるところでも、数カ所におきましてそういうことを具体的に詰めておるといふところもあるわけでございます。したがって、そういう点は指定生

産者団体の検討と相ましまして相談をしながら進めていくべきではないかといふふうな思つておられます。

○矢山有作君 私は、それを積極的に進めるために、生産者団体が自主的に調査して準備しているといふ点もあつたでしょうが、さらに調査し、そういう方向に行くことを助けるためにも、積極的にこの問題と取り組んでほしいと思つておられます。それからこれはまあこの問題については最後にありますが、いまの不足払い制度というものが、事態においては、要するに全国の生乳生産量の七〇%が飲用に回つておつて、残りの三〇%程度のものを対象に運営されておるわけですね。だから、これでは、やはり毎年のようにいろいろ乳価紛争等もある。さらに、そういう形の中では実際に酪農民を保護するといふことにはなっていないといふことは、これは現実が証明しているわけですから、したがって、この際、われわれがいつも繰り返していることなんです、国内の全生乳を対象にしてこういう制度を考へていく方向で検討する意思があるのかないのか、この点について。

○政府委員(岡田覚夫君) これは法律制定の際にもいろいろ御議論があつたように何つておるわけでございますが、原料乳については交易条件が不利であるといふことにかんがみまして不足払い制度ができたといふことでございます。市乳につきましましては、本来、当事者間の交渉によつて価格形成がなされる。しかも、今後市乳がふえていくといふ事態におきましては、需給の関係からいまして有利な価格形成が行なわれるであろうといふふうなことが想定されておるわけでございます。一方、市乳につきましましては、どのような形で不足払いをするかといふようなことにつきましましては、かなり技術的な問題があります。そういうふうな点から、加工原料乳のみに限定されたといふふうな考へておるわけでございますが、先般の衆議院の審議の附帯決議においても、生乳につきましまして価格対策について十分検討するようといふふうなこともございまして、こういう点に

つきましまして今後検討をいたしてまいりたいといふふうな考へておるわけでございます。

○矢山有作君 これは大臣の見解を伺つておいたほうがいいのですが、実は、長たらしいことは申しませんが、現在の不足払い制度が国内生産乳の三割程度を対象にして運営されておる。その運営の実態は、率直に言うたら、大乳業メーカーを多々させて、実際に酪農民に対してはマイナス面が多々出ておる。私は、現実を見て、それを否定することはできぬと思つておられます。そこで、やはりこういう矛盾を正していくためには、全部の生産される乳を不足払いの対象にするといふような制度の改善というものを今後検討してもらいたい。そういう意思がありますかどうかといふことについてお伺いしておつたのですが、大臣のほうからこれを締めくくる意味で御答弁願いたいと思つておられます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまのところ、市乳に關して不足払い制を同じくやるという意思はございませぬけれども、諸般の事情を考へましてこれらの点につきましましてはさらに検討を重ねていく必要があると、こういうふうな思つておられます。

○矢山有作君 以上で牛乳問題を中心にした質問は終わりますが、あとほんのわずか時間をいただきます。現在いろいろと陳情請願がなされておりますので、一つお伺いしたいんですが、中国産の食肉の輸入の問題ですね。これは檜垣畜産局長のときであったと記憶しております。たしか、渡辺委員の質問に対して、かなり積極的な答弁が出ておつたはずなんです。ところが、その後、もうすで二年ぐらゐになるのに一向に進まない。聞くところによると、むしろ後退をしまつたんじゃないかといふことを聞いておるんですが、中国からの食肉輸入についての考へ方を聞きたいと思つておられます。

であると思ひます。乳用牛の年齢別飼養頭数がこの参考資料に出ておりますが、それで見ますと、政府の調べによつて、小牛の生産が、四十年には四十二万五千五百頭で前年比が九七％、四十一年には四十二万五千六十頭で前年比が九七％、いずれも一〇〇％を割つておる。これは先ほど矢山委員からお話がありました、非常に減つてきておる。この乳用牛の飼養の拡大を力かかっていくためには、経済的にもまた労力的にも非常に困難でありますから、小牛の生産の確保がこの際喫緊の急務であると思はるのであります。それに対して、大臣の御所信をまづもつて伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御説のように、計画どおりにはこれはまだ進んでおりませんが、ただ、四十二年二月に比べますと、四十二年二月よりやく八・一とやや伸びてまいりました。これは、私どもといたしましては、先ほどもお答の中にございまして、選択的拡大という方向で努力をいたしません。その中でわれわれの意のように動いておりませんのは、過去の畜産関係でございます。まづ牛の導入等について努力をいたしますと同時に、もう一つは、飼料が、前のいろいろな機会にお話がありましたように、草地の造成をして自給飼料を増大することがなければならぬ。したがつて、そういういろいろな政策面もあわせ、ただいまお話しのように、価格政策、生産政策は並行して必要なことでございますから、やっぱり政策面において増産対策をして、長期計画の実現のために全力をあげてまいらなければいけないと、こういう方針で、これからは統一して努力をしてまいらるつもりでございます。

○北條備八君 だいたいまのお話のとおり、飼料問題が最もこの際大事であるということをおもひ言われました。私は、いま、主として飼料その他の問題で伺いたいと思ひます。日本の乳牛生産費も六〇％以上がえさ代で占めておるといふことがいわれております。購入飼料の値上げが大きく生産農家を圧迫し、苦しめております。政府は、飼料

の安定的供給をはかるために、どんな具体策をもつて推進していかれるお考えでございますか、また、酪農近代化方針によつてみますと、四十六年までに飼料の自給率六五ないし七〇％にその目標を置いておられるのでありますけれども、実現可能な自信がどうか、これをまづ大臣に伺ひまして、それに到達するための計画をどのようになされておられるか、その点を政府委員から説明をしていただきたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) 畜産及び酪農は、御指摘のように、飼料の面においてネックがございまして、これを解決しなければなりません。これは、お話しのとおりでございますが、政府は、まづ何よりも自給飼料の供給に全力をあげて、もちろんその半面において当然草地の造成をいたさなければなりません。そのようにいたしまして、われわれはやがては需給の大部分は国内産でまかなうという計画を立てて進んでおるわけでございまして、その数字的な計画につきましては、一応持つておりますから、政府委員のほうから……

○政府委員(岡田覚夫君) 御承知のように、自給飼料をつくりましてできるだけ自給率を上げるといふふうなことで、草地改良事業につきましても土地改良事業の長期計画の中に包含しておるのでございます。十カ年間に四十万町歩の草地開発をいたしたいというふうな考えておられて、そのための所要の金額は八百億ということにいたしておるわけでございます。

○北條備八君 それで、先ほど伺ひましたが、前回の近代化の方針と自給率を七〇％まで持つていくことのお自信がどうか、これをまづ大臣に伺ひたいと思ひます。昭和四十六年には二百十九万六千頭、それまで伸びる計画になっておられますが、これは現在の約二倍の増加でありまして、これら現在の約二倍の増加でありまして、昭和四十一年現在も今後わずか四年間に二倍にふやさなければならぬ、ということをお考えなす、容易なことではないと思ひます。この点、まづ政府のほうから、どういふ自信を持つておられるか、一応伺ひ

たい。

○政府委員(岡田覚夫君) お話のように、四十六年に近代化方針の定めております目標に到達するということは、相当な努力がなければむづかしいと考へておるわけでございまして。しかし、それにはいたしまして、乳牛のごく草生動物につきましても、生理の面から考えましても、また、経済の面から考えましても、草に依存するということが最も妥当であるといふふうな考へておるわけでございまして。したがって、それに向かいまして積極的に努力をいたすつもりでございます。

○北條備八君 努力されることはよくわかりませんが、実際その計画どおり行くとおられるのか、また、計画をし直さなければならぬと思つておられるのか、その点を伺ひたいのです。

○政府委員(岡田覚夫君) 草地改良事業につきましては、おおむね目標を達成できるのではなからうかといふふうな考へておるわけでございまして。ところで、不作付地がだいたいあります。水田の不作付地、並びに木炭の需要が変わりましたので、薪炭林などの放棄をされたところ、あるいは未利用の入り会い原野です、そういうようなものも未利用地全体を考へますと、昭和四十一年現在でも約百万町歩くらいあるといふふうなものでございまして。それで、はたして百万町歩あるかどうかです。また、あるとすれば、この未利用地を粗飼料生産に利用していくことが現在のよう

な飼料逼迫を打開するために絶対必要と思ひます。未墾地の草地の造成あるいは既耕地の契約栽培それから飼料畑などの造成拡大等について、政府は、どのような新構想を考へておられるか、その点を大臣よりお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 未利用地のあること、それから畑地の不作付地帯がありますことは、まことに私どもとしても心痛をいたすわけであります。したがつて、こういうところをつまみ引き合はないというところであるいは裏作を放棄してはいるものもありませんし、あるいは畑地の作付地をそのままにしておるところもあり、いろいろ態様はございませぬけれども、そういうようなところであらう限りわれわれはやはり草地の造成をいたしたい。それからまた、そういう飼料作物の植え付けをいたしたりするといふようなことに力を入れなければならぬことは、ただいま御指摘のとおりでございます。それで、こういうことについて政府がいままどういふふうな考へてまいりましたか、政府委員のほうから申し上げたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) 草地改良につきましても、長期計画に従ひまして積極的に実施をいたしておるわけでございまして、なお、そのほか、里山地帯におきまして薪炭林等の利用可能なところもまだあるわけでございまして。そういう点につきましても調査をいたして調査をいたしておるわけでございまして、また、入り会いの畜産の利用についても調査をいたしておるわけでございまして。これらの利用につきましても、さらに積極的に草地改良事業を行なうようにいたしたいといふふうな考へておるわけであります。

それから裏作の利用につきましても、おそろく相当な裏作が放棄されたままになっておるわけでございまして、この点については飼料作物をできるだけ導入をいたしたいといふことで、契約栽培あるいは期間借地というふうなことを通じまして容易に行なえるような方策を現在検討しておるわけでございまして、一方におきまして、本年度から開始をいたしました自給飼料の増産総合対策に

それから裏作の利用につきましても、おそろく相当な裏作が放棄されたままになっておるわけでございまして、この点については飼料作物をできるだけ導入をいたしたいといふことで、契約栽培あるいは期間借地というふうなことを通じまして容易に行なえるような方策を現在検討しておるわけでございまして、一方におきまして、本年度から開始をいたしました自給飼料の増産総合対策に

それから裏作の利用につきましても、おそろく相当な裏作が放棄されたままになっておるわけでございまして、この点については飼料作物をできるだけ導入をいたしたいといふことで、契約栽培あるいは期間借地というふうなことを通じまして容易に行なえるような方策を現在検討しておるわけでございまして、一方におきまして、本年度から開始をいたしました自給飼料の増産総合対策に

おきまして、これらの裏作利用が十分できるような機械等の施設に対して助成をいたしまして積極的に裏作利用がはかれるようにいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○北條八君 百万ヘクタールあるというのは確かですか。

○政府委員(岡田覚夫君) その程度はあるというふうにいわれておるわけでございます。

○北條八君 百万ヘクタールもあるとすれば、これはもうとうに手を打たなければならぬと思

う。裏作の期間借地の作付はもろん推進しなればいけませんけれども、不作付の水田の作付につきましては、特別措置等もして奨励金を出すと

かその他助成措置をとるべきだと思つては、また裏作休閑地等に作付をします農家に対しては、その土地に適合した牧草の種を無償で配布する

か、あるいは肥料その他の経費の一部を政府として補助するとか、また、乳牛導入の生産農家に対

しては無利子でもって金融をしてやる、また場所さえあればやることはたくさんあると思つので

す。現在、それらに対して、どういふ奨励を、また、推進に力を入れておられるか。また、今後それらについてどういふふうにして草地の造成をは

かられるか、その点について政府委員から……

○政府委員(岡田覚夫君) 裏作の畜産の利用につきましては、農地を持っておる方で畜産をやつて

いない人がいる、一方では、畜産をやつておりながら十分な土地を持っていないというふうなところ

に、畜産の利用としての土地利用の問題があるうかというふうに考えておるわけでございます。し

たがいまして、先ほど申し上げましたように、期間借地をして裏作を利用する、あるいは契約栽培によりまして裏作を利用するとかいうようなことを考

える必要があるのではないかと、このように考

えたいというものを解決するために必要な機械類の助成をいたすというふうなことをおるわけでございます。今後ともこういうふうな考え方でござい

まして、裏作利用もはかりながら自給飼料の増産がはかられますようにいたしたいというふうなことを考

えたいと思つておるわけでございます。

○北條八君 裏作をするにしても、いろいろ植

物、農産物、あるいは牧草、こういうものの研究も

されておることと思つておられますか。

○政府委員(岡田覚夫君) はい、いろいろの研究も

ついでその地方地方に適合する牧草について研究

はされておると思つておられますか。

○政府委員(岡田覚夫君) はい、いろいろの研究も

ついでその地方地方に適合する牧草について研究

はされておると思つておられますか。

○政府委員(岡田覚夫君) はい、いろいろの研究も

すから、乾燥設備がないと、ちよつと大量にとつたときに始末に困るといふ点はあるらしいので

す。そういう点をあまりまだ研究されていないよ

うですが、その点をこの前何たら、畜産局でも

三、四年前に植えて試作してみたといふことを伺

いました。もし御存じであったら、その点につ

いて説明していただきたい。

○政府委員(岡田覚夫君) お話しのコンフリーと

いうのは、新しい牧草という事で知られておる

わけでございます。非常に多肥性があり、かつ多

取獲であるという点に特色があるわけございま

すが、一方で機械化に向かないといふふうな点で

ございまして、いずれにいたしましても、現在、

実用化試験の段階というふうな形になっておりま

す。にもかかわらず、その指導組織が貧弱で、県

においても農協においても非常に貧弱でありま

す。全国で農業専門技術普及員、これが七百六十

四名おりますけれども、飼料関係の普及員という

のは全国でわずか十八名しかいないので、そ

れで、この指導の組織が設置されていない県が二

十八府県あると聞いておりますが、このよう

なことで、政府の考えているように、粗飼料対策と

言っておられますけれども、こういうふうなこ

とはとうてい満足な推進はできないと思つてお

るが、政府委員にお答え願つたあとで大臣にも御意

見を伺いますが、それらの点に対して現状はどう

いうことになっておるのか、また、今後どうい

るなことにいたしたいというふうに考えておるわけでございますが、今後におきましては、全県に飼料の技術員が置かれるように努力をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

○北條八君 このあいだちょっと雑誌か何かで見たのでありますけれども、農林省は、こし、飼料対策の事業として、飼料作物の奨励品種を別にきめたということ、それから県別、地域別の飼料作物の作付体系と基準を設けた、三番目に全国的の牧草の種子の保証制度を確立したということが出ておりましたが、それは一体どういうことなんでございましょうか。

○政府委員(岡田覚夫君) 四十二年度におきまして都道府県別の適品種を決定させるということで、現在実施を始めておるわけでございます。四十三年度も引き続き実施をすることにいたしておるのでございます。

それから優良品種の保証につきましては、これは保証のための組織が必要になるわけでございませう。今年中にそういう組織をつくりたいということとで現在具体的な内容を検討いたしておるわけでございます。

○北條八君 まあ幾ぶんでも前向きでスタートしているという証拠の一つになるのではないかとおもうので、けっこうだと思っておりますが、もっと画期的に飼料対策には力を注いでいただきたいと思っております。

次に伺いたいのは、わが国のように土地基盤が制約されております中で多頭化飼養を進めていくには、濃厚飼料への依存が宿命的なものと思っております。したがって、酪農基盤を定着させていくには、飼料をふやし、できるだけ価格の負担を軽減させていくことが最も重要な要素だと思っております。しかるに、先ごろ、民間業者において、ふすま、あるいは麦、ぬかななどの飼料の卸売価格を値上げをいたしました。それにならないとして政府までが手持ち飼料の値上げを行なったというところを聞いたのですが、これはあまりにも農

民に思いやりがなく、かつ酪農振興にブレーキをかけるいわゆる本末転倒の処置であると言わざるを得ません。これに対して大臣はどう考えておられますか、見解を伺います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府操作飼料売買価格につきましても、考え方としては、価格を自由流通の一般飼料価格より著しく低位に置くということとは流通上好ましくないというの、おわかりのとおりであります。そこで、もしそういうことにいたしますと、かなり市場において摩擦的な影響が生じますし、また、供給量に限界のあります政府操作飼料に対する依存度を不自然に大きくした結果になりますので、そういう事情で政府の操作しておる飼料といたしましても若干の値上げをせざるを得ない、こういうこととございませう。

○北條八君 それは何とでも理屈はつきませうけれども、できるだけ飼料の値段を現状にとどめる、なお進んではどうしたら下げることができるとかというのを考えるの時期で、民間が上げてこればやむを得ないとしても、少なくとも政府で持っている飼料は上げなくたって、安く農民に分けてやるということではできないんじゃないかと思っております。何もそれを民間と歩調を合わせなくてもいいんじゃないかと考えますが、特に麦を輸入しまして自然にできるふすまでありませうけれども、元はかかっていないのですから、そういうものをできるだけ安く農民に分けてやるということではできないんじゃないかと思っております。

なお、製粉会社が扱うふすま、ああいうものほどのくらいあるものか、また、このふすまをどういう経路で農民に還元させておるか、その点がおわかりだったら……。

○政府委員(岡田覚夫君) 一般製粉会社のつくりませうふすまは、食管で売ります小麦から小麦粉をとりましたあと、ふすまをつくらせておるわけでございませう。これは自由流通のものでございませうので、それぞれ卸、小売等を通じて農家に売り渡しをされておる。一方において、配合飼料メー

カーに売られまして、配合飼料として農家に供給されるようになっておるわけでございませう。この数量は約八十万トン程度でございませう。

政府が操作をいたしております飼料につきましても、輸入しました小麦を特定のメーカーに売却をいたしまして、この売却いたしました麦からふすまをとりまして、これを畜産関係の団体を通じて農家に売却する、また、配合飼料工場に売却するといふような措置をとっております。四十二年におきましては五十五万トン程度の生産が可能になるわけでございませう。

価格の問題につきましては、御承知のように、最近、麦の国際価格が値上がりをしておりませう。そういうことに伴いまして食管の飼料小麦の売り渡し価格が若干高くなることに伴いまして、ふすまの価格が上がることになったわけでございませうが、先ほど大臣からお話もございましたように、少なくとも酪農につきましてもは自給飼料をできるだけ増産をして牛に給与すべきであるといふ方向で努力をいたしておるわけでございませうが、濃厚飼料の価格が著しく安いということになりませうと、濃厚飼料依存度が高くなりまして、自給飼料増産政策というものと矛盾をしてまいることにもなるわけでございませう。したがって、政府の操作いたしますふすまの価格につきましても、適正なる価格ということを考へざるを得ないのではないかとおもうに考えておる次第でございます。

○北條八君 生乳のことについて伺いたいと思っておりますが、この資料によつて見ますと、四十一年度の飲用向け生乳が、百九十七万一千七百トンが生乳として回されておるわけですが、このうちで学校給食用が含まれておるんだと思っております。この学校給食用向けと一般向けの内訳がおわかりになったら、それを明示していただきたいと思っております。このほか、一般市内に配達されております加工乳の生産量はどのくらいか。その二点を政府委員からお伺いたしたいと思います。

○政府委員(岡田覚夫君) 百九十七万一千トンのうちで、学校給食用は十八万二千八百六十トンということになっております。

○北條八君 学校給食用は、文部省のほうではないのですか。やはり扱いは農林省で、この中に入っているわけですね。

○政府委員(岡田覚夫君) 学校給食につきましても、農林省で助成をいたしておるわけでございませう。数量をいたしましては、先ほど申し上げました十八万二千八百六十トンというの、百九十七万一千トンの内訳でございませう。

○北條八君 このほか、一般市内に配達されている加工乳の生産量はどのくらいありますか。

○政府委員(岡田覚夫君) ちょっと単位が違つてございませうが、普通牛乳の生産量が九十二万四千キロリットルでございませう。それに対して、加工乳が八十六万三千キロリットルということになっておるわけでございませう。

○北條八君 この加工乳が生乳と比べて割り高でありまして、どうしてそういう割り高になるのか。粉乳とパターの安い原料でつくられるものでありますのに、非常に高いのですか、普通の生牛乳より。われわれが生乳を飲みたたくても全然飲めないということに対して、どういうわけでそうなるのか。生乳の実際われわれの口に入る数量が不足しているのか、その点がわからないのですが。

○政府委員(岡田覚夫君) 御承知のように、普通牛乳というのは、生乳を熱処理をいたしまして殺菌をいたしたものが普通牛乳と称してございませう。加工乳というのは、普通牛乳の場合と違つて、それに脱粉だとかバターだとかというものを添加をいたしまして、脂肪分だとか無脂肪分等につきまして増量をいたしておるのでございませう。したがって、価格的に申しますと、加工乳のほうが普通牛乳より高くなつておるわけでございませう。普通牛乳につきましても、もちろんこれは加工乳とともに販売されているわけでございませうが、昨年度は御承知のように生乳の生産がやや停滞をいたしましたこともございませう。普通

牛乳が不足をいたしました関係から、加工乳が増加をいたしておられることになっておるわけでございます。そういうふうな関係から、あるいは普通牛乳が入りできないという場合があったかと思えますが、これは今後できるだけ牛乳の生産をふやしまして、消費者に十分届けられるようにいたす必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○北條篤八君 生乳のことで少しまだ聞きたいと思うのですが、大臣は私にもよろしくうございませう。

○委員長(野知浩之君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(野知浩之君) 速記を起こして。

○北條篤八君 その七〇％が市乳で、そうして三〇％が加工乳だから、相当市乳があるはずなんです、どこへ行ってもないといつて断られるのはどういふわけなんですか。

○政府委員(岡田覚夫君) そういうふうなことは全くないのではないかと思います。まあたまたま普通牛乳がないという場合もございませうけれども、しかし、どこへ行っても普通牛乳の全くないというふうなことはないのではないかと、そういうふうに考えております。

○北條篤八君 いや、私は現に二、三カ所飲みたいものであちこち尋ねたのですけれども、置いてないと言います。みんな加工乳ばかりだと言います。それはどういふのですかね。生乳を扱っていないのです。

○政府委員(岡田覚夫君) 普通牛乳につきましては、主としてこれは家庭配達に向けておるわけでございます。したがって、家庭配達に向けて余裕がある場合にももちろん、店頭で販売されるということになるわけでございますから、したがって、店頭で全く普通牛乳を売っていないというところもないように私たちは存じておりますけれども、店頭販売の場合には、先ほどのような生乳の生産の停滞ということもございまして、比較的になんかなくなっております関係から、加工乳が販売されておるといふ場合が多いように承知しておるのでございませう。

○北條篤八君 いや、それは、私の言う場合は、家庭配達に注文しても配達してくれないんです。それは二カ所もそんなんです。だけれども、その点はほんとうにどういふわけだかわからないから伺ったわけですが、数量が足りないのか……。

○政府委員(岡田覚夫君) 一般的にはそういうふうなことはないというふうに存じております。私も最近住宅をかりまして、牛乳の申し込みをいたしまして普通牛乳をとっておりませうけれども、早く牛乳屋から毎日配達を受けておるわけでございます。したがって、一般的にはそういうこととはないと思っております。あるいは特定の場面にそういうことがあるかというふうにも思いますが、よく調査をいたした上でないと現在のところ申し上げられないというふうに思っております。

○北條篤八君 そうすると、あなた、なんですか、生乳を毎日飲んでおられるわけですか、加工乳でなしに。

○政府委員(岡田覚夫君) 私は普通牛乳を飲んでおります。

○北條篤八君 値段は幾らですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 値段は二十円でございませう。

○北條篤八君 そうですか、やはり。

次に、ちょっとこれをまたついでに伺うのですが、現在配達されております牛乳の鮮度をチェックする何か機関があるのかどうか。われわれ飲んでおります牛乳のふたに、日にちが書いてなくて、何曜日何曜日と書いてありますね。これが配達ができないで、残ったやつを一週間後に配達されてもわかないです。この点はあちこちから何とか日にちを入れるようにしてもらいたいというところを聞かれますが、この点はむしろ御承知と思いたす、これはどういふふうに処理されますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 牛乳の品質管理につきましては、御承知のように、厚生省が所管をいたしております、衛生的な観点から検査等を行なっております。

それから曜日制の問題につきましては、日にち制がいいか、曜日制がいいかというのは議論がございまして、まだ的確な方向が出ておらない現状でございますけれども、普通牛乳につきまして一週間以上普通の状態でもつというところはないわけでございますから、したがって、火曜日とあ

りまして翌週の火曜日に配達されるという場合には、かなり変質をいたしております。普通の状態でも十分見分けがつくという状態においては、そういうことは全くないのではないかと、そういうふうに考えております。

○北條篤八君 それじゃ、これで終わります。

○委員長(野知浩之君) これにて暫時休憩いたします。午後八時零分より再会いたします。

午後六時五十二分休憩

午後九時二十八分開会

○委員長(野知浩之君) ただいまから委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 先ほど、矢山委員から、補給金に對する差益金の問題と一般会計からの交付金の問題でいろいろ質疑があつて答弁があつたのですが、私もこれを聞いておりました。重ねていろいろお尋ねをしたいというふうに思つておつたのですが、いま附帯決議でいろいろ御議論の最中のごときですから、これは後ほどにいたしまして、畜産局の酪農振興、これは、広く言ひまして、畜産振興の施策のための補助金は、畜産局から流れるものと、地方競馬全国協会から流れるものと、さらにまた事業団から流れるものと、三つあるのです。この点について若干お伺いをいたしたいわけなんです。

国が直接補助金を出してやっているものというものは、私のほうで調べさせましたところが、二十九億くらいあるんですね。あと、まあ交付金という形で、あるいは食糧特別会計の繰り入れとか、あるいは学校給食に對する交付金とか、あるいは公共事業関係がありますが、そういうものを除きまして、非公共の畜産振興の政策のための補助金というものは二十九億くらいある。地方競馬会が出している補助金というのが十四億。そこで、先ほど、局長が、今度のこの法律の改正によりまして差益金を事業団の助成勘定に繰り入れる。この繰り入れたあとの使い方について、これは各県にある指定生産者団体に出してファンドとして使つたというふうな話でした。これはファンドとして使うのですか、それをまず聞きたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 事業団から指定生産者団体に交付いたしました。指定生産者団体からそれぞれに団体なり共同利用者に交付する、こういうことになるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 そうですか。私はそれじゃ誤解しておりました。ファンドとして使うという話ですから、それはたくわえておいて、その運用利子ですか、利子で補助をされるのかというふうな受け取つたのですが、そうじゃないわけですね。

そこで、地方競馬会が競馬法に基づいて十四億の補助金を出しておられるわけですが、これは具体的にどういふ形で交付されるわけですか。それは農林大臣の承認を得るということになつておるわけですが、具体的なにはどういふ手續を経て交付されるのか、その場合の都道府県知事というのはどういふ立場にあるのか、この関係について何かタッチをしていられるのか、それをまず伺います。

○政府委員(岡田覚夫君) 地方競馬会の益金につきましては、これは助成をいたします。については、もちろんお話のように農林大臣の承認を受けて交付することになるわけでございますが、その際、地方競馬全国協会から直接に助成を受ける者

に交付をいたします。ただし、交付決定をいたすにあたりましては、都道府県知事の意見を聞いて決定をするということにいたしておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　そうしますと、この十四億の補助金については、都道府県知事の意見を聞くということですから、監督はないのですかあるのですか。

それから畜産局の、この実施についての効率とか、あるいはその追跡をするとか、そういう関係はないのですか。

○政府委員(岡田覚夫君)　都道府県知事の監督はございませぬ。単に都道府県知事の意見を聞くのみでございませぬ。農林大臣は地方競馬全国協会を監督をいたしております。この交付されます助成金について直接の監督はございませぬ。地方競馬協会が助成をいたしました場合においては、その助成金が適正に使われるかどうかということにつきましては、地方競馬全国協会が監督をするという立場に立つわけでございませぬ。

○鶴岡哲夫君　そうしますと、地方競馬会は、十四億の補助金を出す場合に、大臣の承認を受けるけれども、畜産局でこれをプラスしたり、削ったり、あるいはこれを査定をしたり、そういうことはしない、承認を得るだけだ、都道府県知事は監督はしないということですね。

そこで、これは、性格上、地方競馬会というのが、政府の出資もないし、競馬法に基づいてできた団体だという関係もあって、そういうことをやっておられるのだと思うのですが、いささか私には不備なような感じがするんですね。この補助金の内容を見てみますと、項目は相当な項目にわたっているんですね。しかし、中を見てみると、ほとんど継続的なものはありませんね。散発的なんです。毎年、ことは十四億ですが、去年は十二億、その前の年もまた十一億か十二億程度の補助金を流しておるわけですが、畜産の振興の施設に対する補助金としては、先ほど私が申し上げましたように、非常に大きなウェントを占めて

いるわけですね。そのウェントを占めているこれについて、項目を見て、三年間の項目を見ただけでも、継続的なものはない、非常に少ない。二つか三つ程度でありますけれども、あとは全部何かその場限りの補助金のように見えるんですね。これはどうも私は合点がいかないのですけれどもね。法律のたてまえはそうなっているのだからやむを得ないということでも済まされない問題じゃないかと私は見ているのですが、局長はどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(岡田覚夫君)　先ほどお話しを申し上げましたように、一般会計から出します補助金につきましては、全国的な観点から基本的なものに出すというふうな考え方をいたしておるわけでありませぬ。したがって、地方競馬全国協会から助成をいたすものにつきましては、一般会計と競合しないようにということと、酪農をはじめ畜産一般の振興に役立つものというものに限定をいたしまして支出をするということにいたしておるわけでございませぬ。

○鶴岡哲夫君　この補助金については、先ほどお話しがありましたように、畜産局としても、その補助金の交付の効果なんというものについては、とやかく言う筋合いのものではない、都道府県知事もこれについては行政的な監督権はないというわけでございますね。まあ大臣は承認しているだけだ、こういうわけですね。そうして、その項目は、いま言うように非常に多項目にわたっているけれども、継続的なものというものはほとんどない。そして、その効果その他については競馬協会がやっているんだ。それから、その競馬協会というのはどの程度の補助金についての効果を測定した科学的に判断する力を持っているのかということになりますと、これは十四億項目にわたります補助金の項目を監督をする、その効果を測定していくといえますかね、あるいはその申請事業計画を査定するとかというにははなはだ不十分だと思つておるわけですね。私の言いたいのは、そういう意味で見てもみまますと、悪い意味で言

ますと、ことばがいささか過ぎるかもしれませぬが、何かつかみ金みたいな感じが非常に受けるんです。競馬でもうけたんだからという感じがあつてはまずいわけですが、どういふふうに見ておられますか。

○政府委員(岡田覚夫君)　その点につきましては、もちろんこれはつかみ金で交付するというふうな性質のものであつてはならないというふうな思つておるわけでございませぬ。承認を農林大臣がいたします前提として協賛をいたしまして、両者に検討いたしました最終的に承認をするという形をとつておるわけでございませぬ。もちろん、その前に都道府県知事のそれについての意見を聞くわけでございませぬから、そういうものも一つの判断の資料といたしまして具体的な計画を妥協なものであるという判断を下したものにございませぬ。助成するということになるわけでございませぬ。その際に農林大臣が承認をするということにいたしておるわけでございませぬ。

○鶴岡哲夫君　私は、いろいろ理由をあげて、つかみ金の感じがするということを申し上げているわけですが、それはいま局長が答弁いたしましたように、大臣の承認を得ることなんですか、その承認の得方についても承知しておるつもりなんです。さらに、都道府県知事の意見を聞くというんだが、その意見の聞き方についてもほぼわかつておるつもりです。そして、十四億項目にわたりますこの補助金についての事業計画なりあるいは希望書等についての競馬協会の判断力というものがどうかという不信の念を抱かなければならぬ点が多々あるということ。そして、その補助金を出したあとについての監督は、先ほどお話しのように競馬協会しか持っていない。その競馬協会はとてそういう能力はないんでないか。能力がないと言いますと語弊がありますが、能力については大いに欠ける点があるということになりますれば、結論として、ことばがいささか過ぎるかも

しませんが、つかみ金みたいな感じがするといふ表現をとつても過言ではないではないか。これは、いまの局長の答弁その他から、私は証拠をあげて申し上げておるわけですが、これを何らかの形でつきりする必要があるのではないか。あと大臣が見えませんでしたときに若干何一つもないんですが、ただ、これはいろいろ問題になっておる団体です。特に私はこの補助金の問題については非常に疑問にしなければならぬ点が多いと思つておる。どうも、畜産局は、新しく急に補助金をもって政策を展開しなければならぬような局になった関係もあつて、ほかの局とは違つた形になっている。うな印象を受けるわけですね。つまり、国が直接補助金をもって政策を展開するという以外に、それは相当違つた形で競馬協会というものが十四億の金を出す。さらに、この事業団というのが、これは後ほど畜産振興事業団についてはお伺いしますけれども、いろいろ問題のある団体ですが、この団体が百億をこす交付金なりあるいは助成をやるという状況なんです。私は、そういう意味では、畜産局として何らかの措置をとる必要があるのではないかと、これは次にいたします。

次に、畜産振興事業団について伺いますが、これは、今度の法律の改正によりまして、さらに年間数十億の金がここにございまして、それが直接補助金として流れるわけですが、この補助金のやり方はどうゆうふうになっておるわけですか。申請はどこの出すのですか。監督権はどこにあるんですか。その補助金の効果なんというものについての判定なり、あるいは査定なり、そういう点についての責任なり権限は一体どこにあるんですか。

○政府委員(岡田覚夫君)　補助を行なう場合には、内容の点につきましては農林大臣の承認を受けることになっておるわけでございませぬが、事業の実施は事業団の業務方法書に規定をいたしまして、その規定に基づきまして実施することになります。出されました助成金につき

○鶴岡哲夫君 債務保証なり出資金なり、こういうものは考える必要があると思えますね。非常に混雑していますね、この事業団というのは、つけ足しつけ足してバラックをつけ足していったわけですね。しかも、非常に大きな仕事を背負っているわけですよ。おそらくこれは六百億ぐらいの仕事をやるでしょう。いま四百億ぐらいの仕事をだと思えますが、非常に大きな仕事をやっておられるわけには中が混雑しているように思うし、それから不純なものも入っているように思うしという私は考えなんです。そういう空気を一掃しなければ、畜産振興事業団というのは今後問題が出てくるんじゃないか。出資のやり方を見ましても、補助金の出し方を見ても、私は相当問題があると思うんです。このやり方は、あるいは、債務保証の問題についてもですよ。こういうやり方をやっているというのと、先ほど矢山委員からも話がありました。私は根柢いものがあると思えます。豚肉の問題についてです。ですから、こういう機会に、相当変わっていくわけだから、根本的に再編成する必要がありますと思うんですが、局長は、いまのところないというお話をしますが、あらためてまたこの点についてお尋ねをいたしますけれども、ただ私は、ここでちょっと申し上げておきたいのは、昨年五月ごろですか、この委員会で牛肉の問題をやったでしょう。そのときも、青天のへきれきのごとく肉牛が減ったというんですね。青天のへきれきだというわけですよ。今度のこの差益の問題にしましても、何か突如としていへんな輸入増になったと、一億かそこらだと思っておいたら、四十何億ですかの差益になっちゃったというように、突如として差益になっちゃったというように、突如として、畜産局の言い方がですよ。私はそういうものじゃないんじゃないかと思うんですが、なぜこういふふうにまあ言い方によれば突如として何十倍かの差益になっちゃったかと理由を聞きますというのと、これとこれだ。そんな理由なら、これはもう二、三年前からわかっていること

じゃないかというふうに言いたいんです。それから肉牛の問題にいたしましても、青天のへきれきのごとく数十万頭減っちゃったというおかしなことがあるわけはないんです。ああいう詳細な統計を持ち、いまからいへば四月月くらい前の統計というのが完備しているわけですからね。そういう点から言いますと、何か私は畜産局の政策の考案の基礎にあるものに問題を感じるわけなんです。この畜産振興事業団についても同じ。競馬協会の問題についても同じ。ですから、何かそういう点についての欠ける面があるような気がしてしょうがないものだから、この補助金の問題についても、総合性と統一性のために格段の検討が必要なのではないか、事業団の問題についてもこの機会に再編成する必要があるのではないかとこの意見を申し上げておるわけです。

それはそれだけにいたしまして、次に、先ほど大臣も答弁いたしました。局長も答弁したんですが、四十六年を目標にいたしまして需給のバランスをとるといってお話でしたね。それで、すでに法律に基づきまして酪農近代化方針が決定しているし、それに基づきまして近代化の計画もでき上がっているわけですね。そういうところから言いますと、四十六年に需給の均衡がとれるのですか。何かそういうふうには先ほどは答弁になったように思うのですが、とれるのですか。

○政府委員(岡田覚夫君) 酪農近代化の目標につきましては、昭和四十年に策定をいたしましたのでございまして、その後、生乳の生産の伸び率が停滞するというふうな事態もございましたこともございまして、この目標を実現するためにはなみなみならぬ努力を要するであろうということをおし上げたわけでございます。ただ、しかし、私たちがいたしましては、酪農の基本的な方針として、できる限り国内で自給をするように生産を振興したいというふうな考えをしておりますので、この目標に向かって最大限の努力をいたしたいということをおし上げたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 そこで、最大限の努力をされるというわけですが、法律に基づきまして出しました酪農近代化方針と、それに基づいた酪農近代化計画と、相当食い違っておりますね。これはなみなみならぬ努力ではどうにもならぬというふうな思うんですけれどもね。私は、畜産局が出した近代化方針よりも、それに基づいた計画のほうがもっと事実に近いだろうと思っております。それを比較してみますという、四十六年度には相当なアンバランス——まあ七〇と八〇の経済成長率に分けてやっておりますが、少なくともこれはたいへんな差がありますね。百四十四万トンぐらゐの差があるんじゃないですか。あるいは、最低の成長率七〇と見ても、七十何万トンの供給不足。とても局長がいまおっしゃるように最大限の努力というふうにおっしゃっても、これはとても間に受けられぬ。

しかも、行政管理庁が「行政監察月報」を昨年の十二月に出しております。この中に、酪農の問題についてはほとんど全面にわたって監察をいたしております。その監察を見ましても、とても果の計画自体が——つまり、法律に基づいて出した畜産局の近代化方針に基づいて果がつくった近代化計画、この近代化計画そのものが非常に裏づけのないものだということを指摘してあります。そういう点から言いますと、いま局長のおっしゃるように最大限の努力をいたしておっしゃる気持ちはわかりますけれども、まあそう緊張しないで、ここらあたりで御修正なすたらどうかと思うわけなんです。そんなに差があったらどうかと思っております。ごんごんに差があったら、これはどだい話にならない。百四十四万トン差があったり、最低の伸び率の場合でも七十何万トンという差があるでしょう。しかも、果が出した計画がずさんだと書いてある、あらゆる点をあげて、非常に裏づけがないと言っているでしょう。そうしますと、もっとこれは落ちると見なければいかぬですね。これは局長の精一ぱいの最大限の努力とおっしゃっても、何とも真に受けられないのです。

○政府委員(岡田覚夫君) 四十六年の目標につきましては、七百九万六千トンということを一応目標といたして努力いたしておるわけでございます。行政管理庁の指摘も、もちろん承知をいたしております。畜産につきましましては、御承知のように、動物でございますために、なかなか計画としてもむずかしい面があるわけでございます。しかし、最近の情勢で御承知のように乳牛の頭数もふえつつあるというふうな状態にもなっております。その状態をさらに推し進めていくということによりまして、できるだけ目標に接近するように努力をいたしたいというふうなことを考えておるわけでございます。相当長い期間の目標でございますから、計画どおりに進めるといことは困難な点があるわけでございますけれども、できるだけいろいろな施策を講ずることによりましてこの努力目標を達成するように努力をいたしたいというふうなことを考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 昭和四十年に酪農三法が出ますと同時に、酪農政策が大きく前進したといわれております。つまり、酪農が飲用の牛乳に大きく転進をして、加工原料乳のほうに転進されていくと、中心は飲用乳になるという事態に大きく転進したといわれております。確かに、全牛乳の生産高の四六〇程度からいまは三五〇か三六〇に落ちております。今後、先ほどお話ししたように、非常に供給が不足する。そうしますと、これは輸入というのはいくらでもふえるじゃないですか。これからはますます輸入というのはいくらでもふえるじゃないか。畜産局の計画の中では、生産だけはほぼ推定どおりいかにいかに、需要の測定だけからは推定どおりいかにいかに、それらから言いますと、相当不足している面は輸入にたよらざるを得ない。それは、原料乳といいますが、乳製品だということになる。乳製品はほとんど

ん輸入される、差益金はふえるというようになるでしょう。そういうことになりませんか。

○政府委員(岡田覚夫君) お話のように輸入がほとんどふえるということになりますと、差益金がふえるということになるわけでありますが、先ほどから申し上げておりますように、この際、生産の振興をはかりまして、できるだけ差益金をなくするということの方にこれを使用したいというふうな考へておるわけでございます。われわれとしてはできるだけ最大限の努力をいたしまして四十六年の目標を達成するようにいたしたいというふうな考へております。

○農園哲夫君 局長、最大限の努力がだいたい続くわけですが、しかし、先ほど私が申し上げておるように、たいへんな開きがある。もっとそれが開く。その点について、最大限の努力、最大限の努力とおっしゃるのですが、しかし、開く限りにおいては、輸入はやはり増加していくと見なければならぬ。なくしようとおっしゃるのだけれども、そうはならぬんじゃないですか。その限りにおいては、やはり輸入差益金というのはほとんどふえるでしょう。そのことは、日本の酪農というのは非常に圧迫を受けるということになるわけですね。犠牲の上に今度酪農の近代化が進められるわけですね。

それはそれくらいにいたしまして、先ほど冒頭に申し上げました差益金の問題、一般会計の差益金と補給金に対する関係について、先ほどの矢山委員と大臣や局長との論議の中で重ねてお伺いしようと思っております。いま附帯決議もまとまっております。したがって、いささか切り切れトポの形になりますけれども、この辺で終わりたいと思っております。

○委員(野知浩之君) ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(野知浩之君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見の

ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(野知浩之君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

矢山君から発言を求められておりますので、これを許します。矢山君。

○矢山有作君 たいだいま可決されました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案について、自由民主党、日本社会党、公明党、三党共同による附帯決議案を提出いたしますので、御賛同をお願いいたします。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (案)

政府は、牛乳乳製品の需要の増大及び最近の生乳生産の動向にかんがみ、左記事項の実現に努めるべきである。

一、生乳の拡大再生産の施策を一層整備推進するとともに、価格対策の早急な検討を行な

い、乳製品の輸入は極力抑制して国内自給体制の確立を図ること。

二、加工原料乳生産者補給金の財源については、一般会計からの支出が基本原則である。

したがって、乳製品の輸入差益はこれを酪農振興に充当すべきものであるが、輸入差益発生

の状況にかんがみ、さしあたりその大部分を酪農振興に使用するものとする。

三、補給金等勘定から助成勘定に繰入れた金額

の使用にあつては、当該地域の実情に即応して酪農振興が効果的に図られるよう農家の意向を尊重し、弾力的に運用すること。

右決議する。

○委員(野知浩之君) おはかりいたします。矢山君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(野知浩之君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) たいだいま御決定になりました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して努力をいたしたいと存じます。

○委員(野知浩之君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員(野知浩之君) 果樹保険臨時措置法案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 果樹保険臨時措置法案につきましまして、提案理由を御説明申し上げます。

果樹農業につきましましては、政府は、農業生産の選択的拡大の一環としてその振興をはかってまいりましたが、最近、国民生活の高度化による需要の増大と、それに対応する農業者の旺盛な生産意欲にささえられ、果実の生産は急速に増加し、逐次その成果があらわれてまいっております。

したがって、わが国の農業における果樹農業の占める比重も最近とみに大きくなっており、これに伴い、適切な災害対策の必要性がますます大きくなっていくことは、あらためて申し上げます。また、このような果樹農業を取り巻く諸事情にかんがみまして、政府は、昭和三十五年以來、果樹保険の制度化につき種々検討を続けてまいりました。

しかしながら、果樹農業におきましては、保険制度を樹立するのに必要な諸種の資料がなお十分整備されておらない状況でありますので、果樹保険の全面的な制度化をはかるための準備として、まず、試験的に事業を実施し、保険料率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等、事業運営上の諸問題の検討を行ない、その成果に基づいて適切な損失補償制度の全面的な確立をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する趣旨であります。以下そのおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、果樹保険の対象とする果樹につきましましては、主要な種類の果樹として政令で定めることとしておりますが、当面、ミカン、ナツミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ及びモモの六品目を予定しております。

第二に、事業実施主体につきましましては、農林大臣の認可を受けて農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができるとし、これに必要な手続を規定いたしました。

第三に、果樹保険の内容につきましましては、果実の滅収、樹体の枯死等による損失をてん補の対象として取り上げることとし、保険金額、保険料率等につき所要の規定を設けることといたしました。

第四に、政府は、果樹保険事業を行なう農業共済組合連合会と再保険契約を結ぶことができることとし、その再保険契約の内容は、いわゆる超過損害歩合再保険方式、すなわち連合会の保険責任のうち異常責任部分の一定割合を再保険する方式

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡芳賀町下高根沢 黒崎アサ外十五名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五〇八号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町丸林 真瀬要吉外十一名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五〇九号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町中之内 斎藤健次外九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町佐川野三六六 大森章作外十二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一一号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 神奈川県厚木市戸田町 小菅治助外九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一一号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 埼玉県大里郡花園町武蔵野一、六四九 藤野敏夫外二十三名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一一三号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡蓮田町 安西松外十二名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一四号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 群馬県茨川市有馬九五五 中島貴美三郎外二十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一五号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 群馬県安中市下間仁田町 真下於正外十三名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一六号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡明和村 大塚一男外二十六名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一七号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡明和村大字大輪七〇 田口政男外十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一八号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県高萩市上手綱一七九 小島英雄外九名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五一九号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県行方郡潮来町大洲四四六 柴村清外十一名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市高貫町一、二二三 武石力弥外七名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二一号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 茨城県結城郡石下町原宿 比毛良雄外四十一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二二号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 長野県下水内郡豊田村 島山正広外五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二三号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県電ヶ崎市大徳町 木村久司

外四名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二四号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県筑波郡谷和原村大字北袋 岡田藤一外二十一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二五号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県新治郡新治村下坂田 塚本幸一外十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二六号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県筑波郡伊奈村 久下常男外十二名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二七号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県今市市板橋町三九 福田昭一外十五名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二八号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県河内郡河内町大字下岡本 田中大吉外十三名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五二九号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市桜二ノ二ノ五 高橋三郎外九名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西刑部町 星野福次外十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三一〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市板戸町 斉藤正外二十五名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三二〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡岩舟町 栃木雄一外十四名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三三〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町安塚一、九七四 浜野信三外十四名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三四〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県小山市大字福良町七五六ノ一 大橋英夫外十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三五〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 岡山県児島郡灘崎町片岡一八一 波多野文士外二十七名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三六〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県山根郡土気町土気一 池川徹外三百六十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三七〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県東金市道庭五七四東金市公平農協米価対策本部内 椎名昇外八十七名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三八〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県東金市求名六四八 広田久尚外四百六十名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五三九〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県野田市山崎町一、四五一

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 岡山県岡山市東区千代世君

紹介議員 千代世君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡中須村 手塚正雄外十三名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四一〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡頸城村三三六一 大島一夫外十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四二〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡大和町敷神農協米価対策協議会内 佐藤茂外二十三名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四三〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県長岡市十日町 川上幸吉外十一名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四四〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡刈羽村大字大塚一、二二九 星野久栄外十五名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四五〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡板倉町大字福王寺 大塚憲一外十二名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四六〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 石川県石川郡松任町五步市町 長藤初二外二十一名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四七〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県岩船郡神林村大字牧目三一ノ一 田中辰右エ門外十一名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四八〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市大字大野 里麻治一外十二名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五四九〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 石川県金沢市旭町 牛村房夫外十四名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五五〇〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 岩手県盛岡市城西町二ノ二 佐賀

今朝男外十九名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 野溝 勝君

第三五五二号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 福井県坂井郡川西町荒谷 松波久

太夫外五名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君

第三五五三号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 福井県坂井郡春江町中庄 佐藤甚

一外五名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 林 虎雄君

第三五五四号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 福井県遠敷郡上中町杉山 奥田宗

太郎外九名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 藤田 進君

第三五五五号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 青森県南津軽郡常盤村水木字福西

横山仁外三十三名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 藤田藤太郎君

第三五五五号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 青森市合浦町三四七 浅利勇治外

八名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五五六号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 岩手県和賀郡和賀町 高橋源八外

二十八名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 前川 且君

第三五五七号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県白石市斎川字沼前 村上孝

道外十三名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 松澤 兼人君

第三五五八号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県古川市中里 佐々木玲子外

二十三名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 松永 忠二君

第三五五九号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県遠田郡田尻町中目 千葉英

司外十三名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 松本 賢一君

第三五六〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県栗原郡築館町 長谷川千丈

外十四名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 光村 甚助君

第三五六一号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県登米郡東和町米谷字相川四

三 猪又正外十九名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 村田 秀三君

第三五六二号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県仙台市宮沢字川前東一ノ

二 小池義光外十六名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 森 勝治君

第三五六三号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県仙台市坪沼板橋六五 小池

喜太郎外十二名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 森 元治郎君

第三五六四号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小牛田町 木間孝外

十四名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 森中 守義君

第三五六五号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県桃生郡鳴瀬町小野字町六三

八木幸義外九名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 矢山 有作君

第三五六六号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県黒川郡大郷町粕川字上島五

○ 高橋順一外八名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五六七号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 札幌市厚別町東区四四〇 植松宏

幸外十一名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 山崎 昇君

第三五六八号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 北海道上川郡比布町 坂上垣一外

十八名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 山本伊三郎君

第三五六九号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 秋田県仙北郡太田村 清水川勇之

助外十名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 大和 与一君

第三五七〇号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 秋田県大曲市高関上郷田中四三

戸嶋惣一郎外十一名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

紹介議員 横川 正市君

第三五七一号 昭和四十二年七月七日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡天王町天王字江川

一四ノ二 藤原秀一外十一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七二号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 秋田県仙北郡西木村 吉田弘二外
十一名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七三号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 秋田県仙北郡協和村 今野春吉外
十一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七四号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 千葉県印旛郡八街町八街町農協米
価対策本部内 池田滝治外六百四
十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七五号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 京都府北桑田郡美山町美山町農協
米価対策本部内 中西時雄外八百
三十一名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七六号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三通)
請願者 千葉県市原市八幡八幡農協米価対
策本部内 小林美外千十七名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七七号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(五通)
請願者 千葉県銚子市西芝町一ノ五六五銚
子市農協米価対策本部内 宮内英
司外二千四百七十三名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七八号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十八通)
請願者 魚取県東伯郡大栄町穂波 松本俱
外十七名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五七九号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三十八通)
請願者 山口県徳山市諷羽町 内山鹿人外
三十七名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八〇号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(七通)
請願者 鹿児島県日置郡田布施村大野二
泊光雄外六名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八一号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二百七通)
請願者 茨城県行方郡麻生町麻生 内山市
郎外二百六名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八二号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(六十通)
請願者 佐賀市本庄町一、一三四ノ三 松
枝豊三郎外五十九名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八三号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(七通)
請願者 和歌山県那賀郡若出町大字中追四
二一 岩崎教馬外六名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八四号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(百八十
二通)
請願者 栃木県塩谷市喜連川町大字下河戸
土谷兼福外百八十一名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八五号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十七
通)
請願者 長崎県諫早市本野町 瀬崎又四郎
外二十六名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八六号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(五十通)
請願者 北海道釧路郡浦臼町 吉田永二外
四十九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八七号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十六通)
請願者 兵庫県加西市鴨谷町一、一七九
定行忠勝外十五名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八八号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(七十三通)
請願者 高知市北吉田町四九 安田耕外七
十二名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五八九号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二通)
請願者 香川県大川郡大内町落合二一 吉
田泰造外六十四名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五九〇号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県飯田市北方町一、一四三
福沢茂男外六十三名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五九二号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十六通)
請願者 愛知県西春日井郡師勝町 大口政
義外二十五名

紹介議員 松野 孝一君

紹介議員 横井 太郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五九三号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三十一通)
請願者 愛知県豊橋市植田町字中畑四五
浦川定外三十名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五九四号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(八十二通)
請願者 福岡県飯塚市大字横田八一〇ノ五
飯塚市農協米価対策本部内 花山
重一外二千二百七十名
紹介議員 森部 隆輔君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五九五号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(百十通)
請願者 群馬県館林市上三林 白石政春外
百九名
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三五九六号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(百九十五通)
請願者 茨城県新治郡八郷町上曾一、六五
八 臼井勝外百九十四名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇二号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県上伊那郡飯島町 伊藤和好
外三百一名
紹介議員 植木 光教君

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇三号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡高根沢町平田四八五
ノ一 飯山新
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇四号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 千葉県八日市場市イノ二、〇三二
八日市場市農協米価対策本部内
石井左重外千五百三十六名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇五号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山口市佐山町 深野貞雄
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇六号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 宮崎県西諸郡野尻町 竹山義高
外二十六名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇七号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 京都府中郡大宮町字口大野大宮町
農協米価対策本部内 細川甚兵衛
外千一百十二名
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇八号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 高知市北吉田町四九 安田耕外四
百二十三名
紹介議員 山崎 齊君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七〇九号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(五十一通)
請願者 鳥取県西伯郡中山町 足立周治外
五十名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七一〇号 昭和四十二年七月七日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三通)
請願者 滋賀県伊香郡西浅井村大浦 西村
貞治外六十七名
紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七一一号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三通)
請願者 京都府与謝郡伊根町朝妻農協米価
対策本部内 池本嘉左衛門外六百
五十一名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七一二号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(六通)
請願者 大阪府守口市北寺方町六六九 橋
本源三郎外五名
紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七一二号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三通)
請願者 千葉県旭市鎌敷 金谷隆外二千九
百四十一名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七一二条 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十四通)
請願者 兵庫県多紀郡多紀町 坂部為人外
十三名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二五号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十通)
請願者 愛媛県松山市中村町五丁目 明神
悟外十九名
紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二六号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十三通)
請願者 徳島県阿南市見能林町 岡久征治
外二十二名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二七号 昭和四十二年七月八日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十五通)
請願者 熊本県天草郡河浦町 高道喜案外
二十四名
紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七一八号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（二十五通）

請願者 広島県甲奴郡総領町 森久音市外 二十四名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七一九号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（三十五通）

請願者 佐賀県藤津郡太良町 岩松実外三十四名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二〇号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（三十七通）

請願者 青森市北金沢町一七五 上村ヒロ子外三十六名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二二号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（四十一通）

請願者 岐阜県本巣郡北方町一、三四二 山田義雄外四十名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二三号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（四十六通）

請願者 静岡県浜松市篠原町三、八四二ノ一 鈴木光次外四十五名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二三号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（四十八通）

請願者 青森県八戸市番町一七 佐藤文男 外四十七名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二四号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（五十七通）

請願者 北海道旭川市東旭川町 山下平造 外五十六名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二五号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（五十二通）

請願者 北海道江別市豊幌町 三好靖夫外五十一名

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二六号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（五十九通）

請願者 石川県小松市長田町二 吉田作太郎外五十八名

紹介議員 林屋 亀次郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二七号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（六十通）

請願者 山形県西村山郡西川町 佐藤隆之

助外五十九名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二八号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（六十三通）

請願者 福井県坂井郡三国町平山 吉田一 二外六十二名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七二九号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（六十九通）

請願者 大分県玖珠郡九重町 高橋桂太郎 外六十八名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三〇号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（七十九通）

請願者 新潟県新発田市大字佐々木 川崎利実外七十八名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三二号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（八十通）

請願者 岩手県紫波郡紫波町 松田仁八外七十九名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（八十四通）

請願者 福島県郡山市片平町 大越見一外八十三名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三三三三号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（百二十四通）

請願者 富山県射水郡小杉町白石 石黒正三 外百二十三名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三四号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（百七十一通）

請願者 栃木県佐野市植下町四四九 柿沼徳次郎外七十名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三五号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（二百八十二通）

請願者 千葉県佐倉市天辺二三三 樽貝三郎 外六百五十三名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三六号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願（二百三十五通）

請願者 長野県上水内郡信濃町 鈴木孝男 外二百三十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七三七号 昭和四十二年七月八日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(五十一通)

請願者 岡山県勝田郡奈義町 高森喜平外 五十名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七九八号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 山口県吉敷郡秋穂町秋穂農協米価 対策本部内 吉田善治

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三七九九号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県長生郡睦沢村睦沢農協米価 対策本部内 笠原玄次外千四十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇〇号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県三原郡西淡町 小林茂外十名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇一号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十五通)

請願者 東京都国立市国立町七五 川久保 晴一郎外十四名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇二号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十六通)

請願者 山口県東濃郡南陽町 友田正人外 十五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇三号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十二通)

請願者 京都府綴喜郡宇治田原町南 堀口 楠三外八百二十三名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇四号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十七通)

請願者 徳島市国府町 木村清外二十六名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇五号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十八通)

請願者 熊本市十禅寺町五九〇 大田黒静 夫外二十七名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇六号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(四十通)

請願者 三重県一志郡一志町 竹内久外三十九名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇七号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(五十通)

請願者 島根県能義郡広瀬町 友久高利外

四十九名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇八号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(六十五通)

請願者 千葉県東津市井尻五二四木更津 農協米価対策本部内 渡辺良治外 一万二千三百六十六名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八〇九号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(百二十八通)

請願者 群馬県館林市新宿町 石井昇吾外 百二十七名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八一〇号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(百四十四通)

請願者 栃木県那須郡南那須村下川井 吉 田博外百四十三名

紹介議員 船田 譲君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八一一号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(四百二十一通)

請願者 岩手県二戸郡福岡町 菅原源一外 四百二十名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(四百七十五通)

請願者 秋田県平鹿郡十文字町上仁井田 石川継一外四百七十四名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八一三号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(五百二十八通)

請願者 山形県東置賜郡高島町一、三三六 小野久四郎外五百二十七名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三八一四号 昭和四十二年七月十日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県茂原市長谷五〇五 並木辰 夫外三百七十七名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二〇号 昭和四十二年七月十一日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県八日市場市中台三二一ノ一 匝邊農協米価対策本部内 関精一 外三千四百二十二名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二一号 昭和四十二年七月十一日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県安房郡丸山町小戸一六六 屋代成雄外八百七十二名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二二号 昭和四十二年七月十一日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三通)
請願者 京都府相楽郡南山城村大字北大河
原南山城村農協米価対策本部内
北久保善一外八百六十二名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二二号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(四通)
請願者 京都府宮津市宇日置日置農協米価
対策本部内 吉田徹之助外四千五
百九十三名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二四号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十通)
請願者 千葉県君津郡富津町大堀八五ノ一
富津町農協米価対策本部内 渡辺
清外四千六百五十名
紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二五号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十二
通)
請願者 広島県世羅郡世羅町津口 宮丸隆
之外二十一一名
紹介議員 中津井 真君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二六号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(六十六
通)
請願者 石川県江沼郡河南町 岡田直助外
六十五名
紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。
第三九二七号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(六十八
通)
請願者 福島県いわき市平小泉東八 白土
タケヲ外六十七名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二八号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(八十四
通)
請願者 福島県大沼郡会津高田町字赤留
上田保平外八十三名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三九二九号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(百四十
二通)
請願者 宮城県栗原郡栗駒町尾松字桜田中
有賀六四ノ一五 鈴木勇一外百四
十一名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四〇三七号 昭和四十二年七月十二日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 千葉県安房郡鴨川町二九鴨川町農
協米価対策本部内 田丸宗平外六
百四名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四〇三八号 昭和四十二年七月十二日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(五通)
請願者 京都府与謝郡伊根町字本庄浜本庄

農協米価対策本部内 中川久左衛
門外八百五十七名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四〇三九号 昭和四十二年七月十二日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十三
通)
請願者 愛媛県喜多郡内子町 堀本益幸外
二十二名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四〇四〇号 昭和四十二年七月十二日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二十五
通)
請願者 京都府久世郡城陽町寺田 西村義
一外二十四名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四〇四一号 昭和四十二年七月十二日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(百八通)
請願者 山形県酒田市浜田二ノ一ノ二三
渡部栄一外百七名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四〇四二号 昭和四十二年七月十三日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(二通)
請願者 埼玉県川越市大袋新田七七八日東
農業協同組合米価対策本部内 山
崎松平外六百二十二名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四〇四三号 昭和四十二年七月十五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(三通)

請願者 埼玉県川越市大袋新田二五一日東
農業協同組合米価対策本部内
口武一外八百十名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第四一四三三号 昭和四十二年七月十三日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願(六通)
請願者 京都府宮津市宇日置日置農協米価
対策本部内 奥野保
外千二百十二名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三六二五号 昭和四十二年七月七日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に
関する請願
請願者 東京都三鷹市牟礼西原二、〇二〇
牟礼団地一七〇一、七三二一引頭
百合太郎
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第三六九八号 昭和四十二年七月八日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に
関する請願(十五通)
請願者 神奈川県厚木市恩名一、二一七
古沢朗郎外十四名
紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第三七九二二号 昭和四十二年七月十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に
関する請願
請願者 東京都品川区平塚二ノ三ノ一
山本徳太郎
紹介議員 佐多 忠隆君

協同組合長 高橋利雄外二十八名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第四一四〇号 昭和四十二年七月十三日受理
農業協同組合の共同利用施設「農事放送」に対する
助成措置及び制度の整備に関する請願(三十一通)
請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字横戸乙
一、〇四九四ツ合農業協同組合長
大越太郎外三十一名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第三六九七号 昭和四十二年七月八日受理
土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請
願
請願者 熊本市南千反畑町三ノ八熊本県土
地改良事業団体連合会内 河津寅
雄外四十名
紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第三七八五号 昭和四十二年七月十日受理
岩手県を主要食糧供給基地とするための地域開発
諸施策実施に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 千葉一
紹介議員 谷村 貞治君
岩手県をわが国の主要食糧供給基地として確立す
るよう、関係法令の改正等積極的な地域開発方式の
確立並びに具体的諸施策の実現促進を図りたい。

理由
現下のわが国の国家的要請に対応し、また、本県
のおかれている自然的条件、産業立地条件から、当
面における本県の具体的開発方向は、需要の高度
化に対応した食糧生産とそれを基礎とする関連工
業の振興により、関東を初めとする大消費地帯へ

の食糧供給基地確立にある。

第三七八六号 昭和四十二年七月十日受理
昭和四十二年産政府買上げ米価の適正価格決定に
関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 千葉一
紹介議員 谷村 貞治君
昭和四十二年産政府買上げ米価は、次の点を配慮
して決定されたい。

一、食糧管理法を堅持し、米価のスライド制を改
め二重米価を建前とすること。
二、食糧管理法に基づき米の再生産を確保し、農
業と他産業との所得均衡を図ることを本旨と
し、生産農家の生産費及び所得を補償する適正
価格とすること。
三、生産者の予約売渡し米については、その制度
の趣旨にかんがみ、減税措置を講ずること。
四、予約概算前渡金の増額の措置を講ずること。
五、県外移出米に対する奨励措置を講ずること。

理由
相づく諸物価の上昇、農家労働力の不足、雇用労
賃の上昇、異常気象等の要因により農家経営の前
途はまことに容易でない。

第三七八七号 昭和四十二年七月十日受理
岩手県を含む北東北地方におけるビート栽培に関
する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 千葉一
紹介議員 谷村 貞治君
政府は、てん菜(ビート)栽培農家の不安と動搖
をふつしよくするため、昭和四十二年産てん菜の
措置については、さきに農林大臣が言明したとお
り、買入れ価格奨励措置等について農民に迷惑を
与えないよう確実に実施するとともに、生産原料
大根の処理についても早急に決定をせられたい。
なお、昭和四十三年以降の諸対策については、す

みやかに方針を確立し、岩手県を含む北東北地方
におけるビート栽培の振興を図りたい。

理由
岩手県においては、国の甘味資源自給強化対策
と県北畑作振興の一環として、昭和三十六年以来
てん菜の作付奨励を行なつてきた結果、畜産との
有機的な結びつきにより近年その面積も増加し
県北畑作地帯における新しい農業経営体系として
確立した。しかるに、北東北におけるてん菜の処
理加工を担当しているフジ製糖株式会社は、操業休
止の発表は、てん菜栽培農家にまことに大きな不
安と影響を与えている。

第三七九六号 昭和四十二年七月十日受理
昭和四十二年産なたね基準価格に関する請願(三
通)
請願者 鹿児島県肝属郡東串良町東串良町
農業協同組合長 堀口一人外四千
六百六十六名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三七九七号 昭和四十二年七月十日受理
昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願(四
通)
請願者 広島県世羅郡世羅町大字重永二八
ノ一世羅農業協同組合長 末元類
三外四千三百二十八名
紹介議員 重政 庸徳君
この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第四一四四号 昭和四十二年七月十三日受理
昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願
請願者 宮崎市楠通二ノ二〇ノ一宮崎県議
會議長 川越石男
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第三九一三三号 昭和四十二年七月十一日受理
生産者米価等に関する請願
請願者 福島県双葉郡大熊町下野土 泉叶
外十八名
紹介議員 大河原一次君
この請願の趣旨は、第三三三三五号と同じである。

第三九一四号 昭和四十二年七月十一日受理
生産者米価等に関する請願
請願者 宮城県登米郡南方町松島屋敷七五
長釜金治外十八名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三三三三五号と同じである。

第三九一五号 昭和四十二年七月十一日受理
生産者米価等に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡清里村字今會根
池田正男外二十名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第三三三三五号と同じである。

第三九一六号 昭和四十二年七月十一日受理
生産者米価等に関する請願
請願者 新潟県岩船郡神林村志田平 木村
喜市外十八名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三三三三五号と同じである。

第三九一七号 昭和四十二年七月十一日受理
生産者米価等に関する請願(四通)
請願者 茨城県東茨城郡常陸村大場 大内
すて外百十二名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第三三三三五号と同じである。

第三九一八号 昭和四十二年七月十一日受理
昭和四十二年産米の政府買入れ価格に関する請願
請願者 岡山市内山下岡山県議會議長 天

野与市

紹介議員 近藤 鶴代君

昭和四十二年産米の政府買入れ価格の決定にあつては、稲作農家と都市勤労者との所得格差の均衡を図るとともに、食糧自給政策の確立を基調とし、農民の要望に十分こたえうる価格とせられたい。

理由

一、わが国の農業は、基礎整備、協業経営等により漸次近代化がすすめられているとはいへ、農業労働力の流出、兼業農家の増加等により、いぜんとして農業生産の停滞をもたらしている。
二、これに加えて、本年も都市労賃、物財価格等の上昇が予想される中で、農家は、生産費用の増高にあえぎながらも米の増産に懸命の努力を続けている。

第三九一九号 昭和四十二年七月十一日受理

国有林野の活用に関する法律制定反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡狛江町猪方一、〇

四七 太田勇治郎外十四名

紹介議員 北条 筒八君 宮崎 正義君

政府はこのたび「国有林野の活用に関する法律案」を国会に提出したが、提出に至るまでの経緯が国民の疑惑を招くものであるばかりでなく、この法律が実施されるならば、国有林制度の崩壊と林業、林産業及び関連産業の衰微を導き、国民の福祉と国の社会経済発展にとつて大きな禍根を残すこととなるので、その制定には強く反対する。

第四〇四二号 昭和四十二年七月十二日受理

昭和四十二年産米の価格決定に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 山本博通

紹介議員 堀本 宜実君

昭和四十二年産米の生産者価格については、わが国農業が当面する諸般の事態を十分に考慮し、農

業団体の主張する百五十キロあたり、二万二千二百五十八円とせられたい。

理由

政府は近年、土地基盤の整備と資本装備の高度化に各種の施策をすすめ、農業生産性の向上に特段の努力を傾けているが、農家経済の安定と農業の近代化を促進し食糧の自給度を保持するため、米価の決定には特に慎重な配慮が望まれる。

第四〇八八号 昭和四十二年七月十三日受理

食糧自給政策確立に関する請願

請願者 宮崎市橋通二ノ一〇ノ一宮崎県議会議長 川越石男

紹介議員 温水 三郎君

食糧自給政策確立のため、左記事項の実現を図りたい。
一、政府は、各作目別の生産方針を明らかにし、農畜産物の生産増強に対する国家投資を増大すること。
二、農畜産物価格安定とあわせて流通の合理化施策を確立して生産意欲を喚起し、農業の近代化を促進すること。

理由

一、わが国経済の健全な発展と国民生活の安定向上のためには、国土資源の開発と産業の均衡ある成長が必要である。
二、近年最終消費材である食糧の輸入は異常な増加をしめし、国の経済成長に必要な原材料輸入に要する外貨の消費が大きく、国際収支は不健全な状態となつていいる。
三、世界的な食糧需給ひつ迫は益々深刻化してゆくなかで、農業の基幹労働力の減少や、農用地の荒廃により食糧の自給率は著しく低下の傾向をしめしていることは、国民生活そのものにも不安をもたらすものである。

昭和四十二年八月一日印刷

昭和四十二年八月二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局